

令和 7 年 第 2 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和7年6月23日

至 令和7年6月25日

占冠村議会

令和7年第2回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月23日（月曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		諸般報告
		村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	報告第1号	令和6年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第12	議案第1号	占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更することについて
日程第13	議案第2号	工事請負契約を締結することについて
日程第14	議案第3号	財産の取得について
日程第15	議案第4号	財産の減額貸付について
日程第16	議案第5号	令和7年度占冠村一般会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第6号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	鈴 木 智 宏	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	岡 崎 至 可	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	石 坂 勝 美	ト マ ム 支 所 長	阿 部 貴 裕
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
財 務 担 当 主 幹	橋 佳 則	税 務 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
企 画 担 当 係 長	鈴 木 隼	商 工 観 光 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
広報統計担当係長	大 谷 淳 貴	地域振興対策室主幹	松 永 真 里
農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二	林 業 振 興 室 係 長	坂 本 龍 哉
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	環 境 衛 生 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一
下水道担当主幹	中 島 辰 男	戸 籍 担 当 主 幹	細 川 明 美
戸 籍 担 当 主 幹	八 木 香 織	国 保 医 療 担 当 係 長	久 保 璃 華
保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子	村 立 占 冠 診 療 所 主 幹	佐々木 智 猛
社会福祉担当係長	川 口 晃 平	介 護 担 当 主 幹	佐久間 敦
子育て支援室主幹	森 田 梅 代		

(教育委員会)

教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	木 村 恭 美
社会教育担当主幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 係 長	渡 邊 舞 子

(農業委員会)

事 務 局 長	鈴 木 智 宏
---------	---------

(選挙管理委員会)

書 記 長	三 浦 康 幸
-------	---------

(監査委員)

監 査 委 員	下 川 園 子	事 務 局 長	高 桑 浩
---------	---------	---------	-------

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 桑 浩	係 長	田 中 健 士 郎
---------	-------	-----	-----------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。

本日はよろしくお願いいたします。

なお、本日の定例会より情報通信機器の携帯を許可いたしますが、使用基準に即した取り扱いをしていただくよう申し上げます。

また、本日は高温となることが予想されますので、上着の着用については脱ぐことを許可いたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和7年第2回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、細谷誠議員。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。

議会運営委員会よりご報告申し上げます。

去る6月9日及び6月16日に議会運営委員会を開催し、第2回定例会に関わる付議事件関わる及び議事日程等の審議を行うとともに、議員提出案件並びに一般質問について審議いたしました。

今期定例会に於ける定例会に提出の案件は村長提出案件として、承認7件、報告1件、議案6件、同意案1件の計15件であります。

議員提出案件は決議案1件、意見書案6件の計7件であります。

一般質問につきましては、通告期限までに7議員から通告があり、質問の順序は会議規則等運用例に基づき、通告順とすることといたしました。

なお、質問の要旨はあらかじめ配付したとおりであります。

これらを踏まえ、今期定例会における会期は、本日6月23日から6月25日までの3日間といたします。

議事日程日割お等はあらかじめ配付したところであります。

最後に、円滑な議事運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、7番、小尾雅彦議員、1番、大谷元江議員を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり本日6月23日から6月25日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月23日から6月25日までの3日間と決定しまし

た。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（高桑浩君） お手元の審議資料の1ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、承認第1号から同意案第1号までの15件です。

議員提案による案件は、決議案第1号から意見書案第7号までの7件です。

説明のため出席を要求したところ通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

2ページをお開きください。令和7年第1回占冠村議会定例会以降の議員の同行は、3月14日、議会広報特別委員会以下記載のとおりです。

9ページをお開きください。9ページから10ページは、令和6年度、令和7年2月分の例月出納検査結果です。

11ページから12ページは、令和6年度、令和7年3月分の例月出納検査結果です。

13ページから14ページは、令和6年度、令和7年4月分の例月出納検査結果です。

15ページから16ページは、令和7年度、令和7年4月分の例月出納検査結果です。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで、村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 改めまして、議員の

皆さん、おはようございます。

行政報告の前に、貴重な時間ではありますが、先般、インフルエンザウイルス性肺炎によりまして、17日より入院しておりましたが、定例会開会にあたって大変御迷惑と御心配をおかけしたこと、また、多大な御配慮をいただきましたことにお詫びとお礼を申し上げます。

おかげさまで順調に回復しておりまして、今定例会に臨める状況でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料4ページになります。

1、報告事項であります、本日配付の資料をご覧ください。

1、報告事項（1）令和7年度第1回、占冠村ヒグマ市街地侵入対応訓練について。

本村ではヒグマによる危険に対し、野生鳥獣専門員を配置して対処しておりますが、支援体制を組む村職員や御協力頂く捕獲従事者、警察署との連携を強化しつつ、全体の能力を高めるため、6月4日に上トマムにてヒグマの市街地侵入を想定した実施訓練を富良野警察署と共同で実施をしました。

訓練には主管部門である村野農林課職員、捕獲従事者、占冠駐在所だけでなくトマム支所トマム保育所、富良野消防署、占冠支所、トマム学校も加わり保育所と学校の安全確保や対応要員の到着までの所要時間も織り込むなど、上トマムの地域特性に沿った想定としました。

当日は地域住民、道庁ヒグマ対策室、上川総合振興局、近隣市町村職員などが訓練を視察した他、村と連携協定を結ぶ酪農学園大学の教員と学生が専門性を生かして、訓練の振興を支援しました。

今回の訓練の成果として、具体的な行動指針や留意事項を共有することにより、捕獲従事者が、通信指揮に過度に依存せず、状況をよく観察し適切に判断行動できることが挙げられます。

また、ヒグマと直に接する局面での対応能力に課題を見いだすこともできました。

今後も方法を工夫しながら、関係者の研修訓練を催して参ります。

次に2の主な業務であります。

3月6日、令和7年第1回占冠村議会定例会以降の行動につきましては、8ページまで記載のとおりであります。

8ページの3、入札につきましては、記載のとおり11件を執行しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。初めに2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

村長はあまり無理しないで答えてください。ということで6月の広報によりますと、村の人口は1,315人ということです。住民がいつまでもこの村で暮らし続けられるような施策が求められております。

村の人口構成を見れば、トマムにおける人口増加は顕著であり、今や中央をしのぎ、総人口の約5割近くを占める状況となっております。

トマムにおける救急医療への対応について

ということで、地域住民への対応、それからトマムリゾート利用者観光客への対応、そして歯科救急への対応という3つの視点から、村長に伺いたいと思います。

最初に、地域住民への対応について伺います。

一般的に、救急医療において重要なことは、いかに迅速に的確な医療機関につなぎ搬送するかということであると思います。

トマムにおける現状を見れば、地元で救急車の配備はありませんので、中央からの到着を40、50分、1時間近く待って、それから富良野医療圏域の協会病院に搬送され、処置を受けるという流れが通常の対応となります。

処置を受けるまでずっと2時間以上掛るわけで、これでは助かる命も助けられないということもある、危険性があると思います。

地元での救急車の配備や、或いは行政、リゾート企業、住民等共同の搬送システムという構築は変えられ考えられないのか。ということが第1点。

もう1つが、富良野圏域より近い新得、十勝清水、帯広などの十勝医療圏への搬送の方を考えてはいかがかと思うのですが、この点2点について、かなりハードルの高い問題で話で、あつて、でも今もリゾートがリゾート地として、さらなる発展をするためには必要なことかと考えるわけなんですけども、この2点について、村長に簡単に答えていただければと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員のご質問にお答えをいたします。

トマムにおける救急医療への対応についての御質問ですが、現在トマム地区への救急車の配置や、運搬システムの構築には救急車を運行するための設備投資や人員配置等、大変

多くの財政出動が伴うことから、前半の共同運航等を含めたものについては非常に難しいと考えております。

そのため、本村における救急搬送体制においては、消防職員や救急車両を増やし、救急対応できる体制を作り、人命救助に努めてきております。

また、患者の十勝医療圏の搬送についてですが、現在は掛かり付け医が十勝方面の病院の場合や症状により、脳外科等への搬送が必要と判断された場合など、状況に応じて搬送している現状にあり、このことは全村的に行ってきております。

本村における2次医療圏域は、北海道医療計画では富良野医療圏に属しており、2次医療圏における救急医療体制を確保するために、5市町村で地域センター病院への費用の一部を負担し、医療圏ごとに救急医療体制の確保に努めているところであります。

そのことから、原則、地域センター病院に搬送している現状にあります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） これ将来的にトマムの人口がもっともって増えて、中央が例えば、中央が500人でトマムが1,000人ぐらい暮らせるようになったら、やはり救急体制についても、逆転現象みたいなことが起き得る可能性も、僕が生きている間ないかもしれませんが、そういうこともあるんで、やっぱりこれ、難しい問題ですけども、やっぱり頭に入れておいたほうがいいかなと思うんですけども、2点目の問題についてちょっとお聞きしますけども、トマムのリゾート利用者観光客への対応ということに関してなんですけども、村では令和6年度の救急件数で11件、救急搬送人員で7人、前年度より増し令和5年度より増えたというデータがありまして、増加

傾向にあります。

そしてリゾートの繁忙期のピーク時には、一時的ではありますが、トマムの人口は数千人に及び、それに伴いリゾートと関係からの救助、救急要請も増えるわけです。

昨年の12月の富良野協会病院における管内の救急医療に関する会議で、富良野広域連合消防占冠支署に対し指摘があり、トマムの宿泊者、特に外国人らしいんですけども、外国人宿泊者における軽症症例での救急搬送が頻発しているということで、救急車の適正利用について示唆があったということを聞きました。さきの新聞報道にもありましたように、協会病院は24年度決算赤字が5億7,000万という多額な赤字がありということで大変な状況でありまして、そしてこの記事の中には赤字が続く救急医療などの維持が難しくなっている、厳しくなっていると、院長のコメントもありましたし、さらには、使命感を持って懸命に救急対応を担っている村の救急隊にとっても、このように評価される部分では、誠に気の毒だと思います。

またトマムリゾートのこれからの発展、進展を図るためにも、やはりこの辺で対応っていうかな、それを考えていったほうがいいのではないかなと思うんです。

例えばホテルドクターを置くように頼むとか、例えば学校で言ったら保健室がありますけども、ホテルにそういう保健室なり救急室ですか、を作ったり、或いは村で行ったら村立診療所をもっと拡充していくとか、いろいろな対応を考えられると思うんですけども、このリゾートにおける適切な救急車の利用や、救急医療への対応について、行政、リゾート企業が一体となった取組が考えていかなければならないと思うんですけども。村長、どういう考えかちょっとお聞きしたいと思い

ます。あまり無理しないでください。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御配慮ありがとうございます。

冒頭の医療需要がいろいろ変わってきたときにどのようなことが予想されますよねというお話がありました。

もちろんこういった医療需要が村内的に変化をすることはあろうかと思いますが、その際にあっても、北海道の医療計画で示された内容に沿って、村も自治体もやらなければならないと思いますが、ただし、その実態に即した計画の見直しの働きかけ、要請を含めてやりながら時代に即した、医療体制をどう作っていくかという議論は今後にも必要なことだというふうに考えております。

それから御質問のリゾートからの救急要請、救助要請等々の実例を挙げての御質問がありました。

救急車の適正利用については、占冠だけでなく、社会的な問題というふうになっております。

村や消防占冠支署では、星野リゾートとの定期協議を行っておりますがその際、医師の配置や救急車の適正利用についてもお話をさせていただいております、情報共有をしているところであります。

現実に医師配置がなされていないという状況にはありますけれども、そういった実情も含めて、今後におきましてもリゾート関係者と連携をして、観光客等への啓発に努めていくとともに引き続き消防職員の確保を図り救急対応に努めて参ります。

様々な課題が指摘されておりますけれども、今現状として救急業務について、1つのサービス業ということとしての使命として、患者さんからの救急要請を、断れないという環境

にあります。

また、タクシーなどの交通機関がなく、自分で病院に行くことができない、或いはリゾート従業員が送迎した場合、急変したときなどの対応ができず、責任問題になっているといったお話があります。

こういった断れない要請の環境にある中で、何かしら考えたほうがいいんじゃないかという御指摘であります。いろんなことが考えられますけれども、これがトマム支署に救急救命士を配置してリゾートから救急車の出動要請があった場合現地に赴いて、救急搬送が個人での受診か判断するという仕組みづくりも1つの方法だと思いますけれども、それとあわせてリゾートからオンラインで病院に相談する仕組みがつかれないか、調査、検討するといったこともあります。

いずれにしても、多くの費用を要することです。内容についてさらに調査、検討を進めて参りたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） いろいろと対策を練って、しっかり対応していただきたいと思います。

最後に、3点目の歯科救急への対応ということに関して、お尋ねいたしますけれども、昨年よりトマムでの歯科診療というのは2週間に1回ということで、2週間単位で見ますと、中央では7日から8日の診療日があるんですけども、トマムではたった1日しかないということで、地域別の人口構成を見れば誠におかしい状況だと思います。

急に歯が痛くなったトマムの住民はどうすればいいのかっていうことを考えて、何かおかしいと思うんですけども、予約が空いていけば中央に来てくださいということですが、

当日行っても、当日聞いても、断られることが多いと聞いております。

歯科診療所は特別会計で運営されているわけで、100パーセント税金が入っているわけなんです。多数の住民が納税者である住民がおられる、住民が、このような不利益を受けるのはちょっと理解できないところであります。

開設者である村は、急患に関して何とか受診できるような機会を作っていただくように要請して欲しいと思います。

そしてこのトマム診療所というのは、当初の開設に私関与した者として、思い入れがあるんですけども、やはり治療の効率化、歯科治療ってのは何回も通わなければならないんで、その効率化というのを考えたら、トマムでの診療はやめて、中央での治療に集約しての方がいいのではないかと思います。

でも、もしもトマムの住民の利便性ということを考えるならば、あくまでも地元での週1回の診療ということをやっぱり維持していくことを考えていかなければならないと思います。

現状を見れば現況っていうかな、それを見れば、代診による診療しか対応策っていうかな、それは考えられないですが、週1回ならばトマムで診療してもいいっていう歯医者もいますし、或いは派遣や出張医で対応するという方法もあります。

ともかく地元住民の声もっと聞いて村は対応して欲しいと思うのですが、この点に関して村長の考えを聞いて私の質問を終わらせてもらいます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 歯科診療所の対応についての御質問であります。

トマム歯科診療所での診療につきましては、

昨年度から2週間に1回の診療としてきており、今年度からはトマム地区住民を対象とし、占冠村歯科診療所への受診を希望される方へ送迎を行なっております。このことは議員もご承知のことかと思います。

予約状況によっては、希望の時間に受診いただけないことはありますが、断ることはしておりません。まだ送迎の実績はありませんけれども、住民周知を行い、送迎利用につなげていくとともに、医師との情報交換や地域住民の意向の確認、現状の費用負担や問題点を把握する中で、どういった条件整備が必要なのか、調査検討をして参りたいというふうに考えております。

私としては、トマム地区の週1回の診療は、必ずや元に戻して、実現をしたい。元の診療体制に戻すということを念頭に置きながら調整をさせていただいております。

そういった意味ではトマム地区に行った際にもある意味、週1回の診療に今後、この週2回がだんだんなくなって最後にはなくなるんじゃないかという懸念をされている方もいらっしゃると思いますので、これは将来にわたっても週1回、最低しっかり歯科診療医療の地域に届けていくということに変わらない考えでありますので、ぜひ1日も早くそういった元に戻れるように、行政としても努力をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊議員の一般質問を終わります。

続いて7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 議長のお許しがありましたので、通告内容によりまして一般質問をさせていただきます。

質問の1つ目は、公有財産の維持管理についてであります。今現在、村が所有している

土地ですとか、建物等のうち、どうしてもこの時期は雑草が勢いよく伸びてきますので、伸び放題で環境や景観を損ねているという箇所が見受けられる状態です。

村は定期的な草刈等の維持管理が要されますが、実態と伴ってないケースもあるものですから、村長の考えをまず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員の御質問にお答えをいたします。

定期的な草刈等の維持管理についての御質問でありますけれども、村有施設については、各担当部署において維持管理に関する契約を締結するとともに、地域ボランティアの皆様の御協力などいただきながら、草刈等を行い適切な環境景観の維持に努めてきているところです。

また、使用されていない土地等につきましても、必要に応じ、ファミリーサポートセンターなどと連携をしながら必要な維持管理を行っておりますので、もし具体的に改善が必要な場所等がございましたら、担当まで御連絡いただければというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 答弁では各担当部署で所管しているという用地については実施しているということなんですけども、実際のところはやはり管理が行き届いてないのが実態だと思うんですね。

ファミサポの事業についても見受けているところではもう業務がやっぱりこういう案件で増えてきておりまして、なかなか対処が大変だということも聞いております。

今ひとつどうしても予算が伴うことで、維持管理する上でも、経費が掛かるということ

で、苦慮するところではあるんですけど、やはり公有財産ですから、この辺の維持管理についてはもうちょっと配慮が必要なのではないかと思いますので、ここをやはりあまりほったらかしにできないと思うんですね。再度ちょっとこの辺の担当部署の配慮があるっていう聞きしたんですけど、私の考えるところでは行き届いてないと思っています。そういったところも含めて、再質問させていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公有財産全てにおいてそうですけれども、草刈に関して100パーセントを望むのは、今の占冠の現状からいって大変なのかと、どの程度をもって草刈が整備がしっかりしているのか、例えば1週間に1回刈らないとだめだ、ところが村は3か月に1回しか刈ってないと、そこをもってしっかりやってないという判断をされても、議員言われるように予算との兼ね合いもありますし、そこで働く人たちの兼ね合いもあります。

そういったところで、村が管理で全く管理をしていないというところがあれば御指摘をいただいてしっかりと、ただ期間的な時間的な問題であれば、解消する方法を検討させていただくというような内容になると思いますけれども、議員御指摘の点はそんなことでよろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 全く私が見受けているところの内容については、管理がされてないっていう実態があるものですから、やはり担当部署に指摘をさしてもらって、その分、隣人の村民が実際迷惑をこうむっているというケースもあるものですから、担当部局に申し伝えて対処していただけるようお願いしたいと思います。

2つ目の案件もそうなんですけど、宮下地区の村職員の住宅についてです。

現在、入居実態がなく、長年古い住宅ですから放置されている状態であります。築50年ほどが経過していると思っていますので、今後入居される予定がないのであれば、取り壊しを含めて検討すべきと考えますけど、村長の考えを伺いたいと思います。

付け加えて言えば、やはりここも同じく、入居者がいませんので、先般まではふきですとか雑草が伸び放題でした。聞くところによると、やはり見るに見かねて、宮下地域の住民が村がしないから、余りにもほったらかしですから見るに見かねて草刈を実施して対処してきているという実態もありますので、この辺の内容について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宮下地区の職員住宅に関してであります。

当該建物につきましては、令和5年度を最後に入居者がいない状況となっております。村としても高速道路等の、工事に伴って、当該施設を活用いただける事業者がいらないか、随時働きかけを行っているところでありますけれども、今のところ利用に至っていない状況であります。

今後におきましても、民間事業者による活用等のあっせんに努めるとともに、将来的には、村として村による取り壊しも視野に入れながら検討を進めて参りたいと思っております。

この草刈につきましては、ファミリーサポートで年3回草刈を実施していただいているという現状にあります。

いずれにしても、老朽化施設ということで、全く利用が見込めないときには村が取り壊しをせざるをえないというふうに考えていると

ころであります。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） やはり村内では、高速道路の4車線化で古い住宅が建てた用地を更地にして宿舍が建っているという実態もありますから、やはり有効利用も含めて、すぐ取り壊しっていうことも、経費が掛かることですから、即座に決断できないと思いますので、最優先はそういった高速道路特殊で取り組んでいただきたいと思います。

3つ目の関連しての質問として、村が実施している土地の分譲対策についてです。

現在、村が取り組んでいる現状について、あまり取組が進んでないようにも思いますので、実態について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 土地の分譲対策についてであります。

現在は移住や住宅の建設を希望される方からの要望に合わせて、随時村有地の公募等を行っております。現在村が所有し、売却可能な場所については、御紹介させていただきますので、住宅建設の希望がある方で宅地を探している方がおいでになる場合は、随時ご相談をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

村の状況を申しますと、開発公社を解散しておりますので、村として住宅宅地造成などの住宅造成事業自体ができない状況になっておりますので、今、村に提示していただくための土地の紹介については、現在ある宅地分譲予定地のお知らせと、それのご紹介をさせて分譲させていただくという状況になっておりますので、あらかじめそういったことで覚えて周知していただければというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 全部関連なんですけど、空き家対策について、質問したいと思います。

村内には、こういう空き家が多くありまして、空き家バンク等の制度があっても、地元を離れて管理もされないままというそういう住宅が点在しています。

空き家バンクの登録もないまま、長年維持管理が行われていないと、放置されているという実態があります。その中には、やはり隣人の村民が多大な迷惑をこうむっているケースがありまして、大変問題があると思っています。これまでの対策についてまず伺いたいのと、適正な維持管理を求める意味で、所有者に対して、固定資産税の課税強化対策という制度があるということでお聞きしたんですけども、税率の上乗せによって、この管理が一切されていないという空き家の対処策、それですとか村が助成しての廃屋の取り壊し方策という検討も、あるのではないかと思いますので、この辺の取組方策を村長に、まず伺いたいと思っています。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 空き家対策についてお答えをしたいと思います。

村内の空き家についてでありますけれども、長年維持管理が行われず、周辺住民のボランティアにより管理されている空き家があることについては、承知をしているところです。

私有地管理の基本は所有者にあり、私有地の維持管理を行政が行うことは非常にハードルが高いため、空き家の管理は全国的に多くの自治体の課題となっております。

御質問の1点目ですけれども、これまでの対策についての御質問ですが、本村では占冠村廃屋除去事業補助規則を制定しまして、老朽建築物の除去を行う者に対する支援により

廃屋除去を推進しており、過去3年間の実績では、令和4年度1件、令和5年度2件、令和6年度1件の実施がございます。

それから御質問の2点目の固定資産税の上乗せや廃屋の取り壊し方法を検討してはとの御質問でありますけれども、廃屋の取り壊し方策については、令和7年度においても、事業予算の議決をいただき、占冠村廃屋除去事業を継続することとしています。

また、固定資産税の上乗せについてですが、固定資産税は地方税法及び総務大臣の告示に従い、一定の税率を付加するものでありまして、一般的に市町村が単独で軽減や過重はできないのが原則です。

よって、税の上乗せは考えておりませんが、今年度の固定資産税納税通知書の発送の際、7月になりますけれども、空き家の適正管理のお知らせを同封する他、村広報へ掲載し適正管理を促すこととしております。

お知らせの内容は、空き家の管理は所有者等の責任であることを伝え、空き家バンク、その他空き家の活用や管理状況に関する相談先を明記したもので、これまでよりも能動的に対応していくこととしており、対象は80世帯程度と見込んでいます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 村としての取組と今後のそういう空き家対策に対して、所有者に対しての周知ということで、取り組んでいただけるということですけども、この固定資産税の課税強化対策は、2023年の12月の法改正によりまして、適切に管理されていない空き家の固定資産税が一応、倍増できるような内容で資料的には調べた内容があるんです。

特に、特定の空き家や完全管理不全空き家に指定されると、従来の住宅用用地の特例が適用されなくなって、税負担が増やすことが

できるというような内容でこれ 2024 年の 1 月以降に取り組みられるというような、これ東京都の事例なのか、こういった資料も、一応参照させてもらってます。

あくまで私有地の案件ですから、村ができることは、間接的にこういった内容ぐらいしかちょっと考えられないのが実態なんですけども、やっぱり長年まず村民が苦慮されて、村にも相談できない、隣人であるがゆえにそういった管理の一端を担ってきている実態があると。ましてや、もうその隣人も高齢化でそういった管理も自分のとこの家の管理もありながら、隣の住宅管理もしていくという実態もお聞きしています。

やはり村ができ得る方策については、村民のためにということで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

最後にこの辺のちょっと不安定要素が固定資産税の課税ではあるんですけど、その辺の内容をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 固定資産税の税制に関わるものですが、空き家等対策の推進に関する特別措置法というのに基づきまして、特定空き家として勧告を受けた管理不十分な空き家については、固定資産税の住宅用地特例、6 分の 1、3 分の 1 特例があるんですが、これから除外することによりまして、実質的に固定資産税の負担が増加することになります。

しかしこの住宅用地特例については、都市部の単価、宅地単価と比較して、村の宅地単価ですから、6 分の 1、3 分の 1 といっても額が少額になります。増加額、仮に 1 件当たりの増加額で試算をしますと、数千円程度にとどまる見込みとなっております。

そういったこともあって、議員御指摘の空

き家対策については過去長年言われてきておりますし、村としても何とかしたいということでもありますけれども、何といたっても個人の財産を公がとやかくできないという、勝手に移すこともできない、こういったことになっているものですから、やはりこの助成制度を進めながら、助成制度をお知らせしながら、ぜひ解体について、御検討いただくような働きかけをする以外に、現状ではないのかなというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで 7 番、小尾雅彦議員の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで 11 時 5 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。6 番、小林潤議員。

○6 番（小林潤君） 議長のお許しを終わりましたので、一般質問をさせていただきます。

新規採用職員の内定辞退についてでございます。

4 月 27 日の道新で、北海道内の自治体で新規採用職員の内定辞退者が続出しており、道と人口上位 10 市のうち、千歳市を除く 9 市で、2025 年度採用職員の内定辞退率は 2 割以上となり、帯広市、函館市は 5 割を超えております。

民間企業や他の官公庁との併願が多かったためと見られ、学生優位の売り手市場が続く中、自治体が人材確保に苦慮している現状が浮かんだと報道をされております。

まず 1 番目です。過去には本村でも内定辞退者がいたことを記憶しておりますが、2025 年度採用職員のうち、内定辞退者がいたのか、

また募集に応募がなかったケースがあったのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

新規採用職員の件でありますけれども、議員言われるとおり、道内自治体における新規採用職員の内定辞退者の増加は大きな問題となっております。最も各自治体としても、近年の人員不足の中で、民間企業や他自治体との併願に備えるために、多めに内定を出すようになったため辞退率も高くなっているという事情もあるようです。

占冠村における 2025 年度の上川管内町村等職員採用資格試験では、一般職若干名、林業職 1 名、保健師 1 名、保育士 1 名を募集しました。

そのうち募集がなかったのは、保育士と保健師です。林業専門職は 2 名に内定を出しましたが、残念ながら 2 名とも内定辞退となりました。一般職については 1 名が受験して、採用者 1 名となっています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6 番、小林議員。

○6 番（小林潤君） ただいまの答弁からも、なかなか人材確保は難しいんだということを、答弁の中からお聞きしました。

今度具体的に、内定辞退者等によりこれは募集に対して応募がなかった先ほどの保育士とか、保健師さんの場合にその人材を確保できなければ、その現場の職員の負担が増えて慢性的な過重労働に繋がって体調を崩したりして、離職者が増えていく負のスパイラルに陥ります。欠員の生じている職場の労働環境をどのように考えているのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 欠員不足による対応でありますけれども、職場の労働環境を維持

するため引き続き人員の確保に努めることが大事だというふうに思っております。

それから合わせて、職員の定期健診の受診促進或いは定期的なメンタルヘルス面談などのメンタルヘルス対策、それから庁舎内の空調設備の改善など、様々な取組を進めていく必要があると考えております。

また急な退職などにより速やかな人員補充の必要が生じた場合は、ハローワークや転職サイトなど活用し、中途採用の募集を行うなど、迅速な補充に努めて参ります。

○議長（児玉眞澄君） 6 番、小林議員。

○6 番（小林潤君） 私も村の職員採用は、町村会主催の試験で採用があるのかと思ったんですけども、今、今年補充できなかった、人員確保についてはどのように考えているのかということで、今聞いているんですけども、実際に町村会以外でも、村独自でといいますか、やってどうしても人員確保したということはそこまでやって、人員確保するということをお伺いできましたんで、それは私の今聞いたことはちょっと最後の答弁で、私は、了解いたしましたので以上で私の答弁を終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） これで 6 番、小林潤議員の一般質問を終わります。

続いて 3 番、細谷誠議員。

○3 番（細谷誠君） まず質問の 1 つ目です。道の駅周辺整備計画ということで、計画では令和 6 年度中に道の駅周辺の道路測量を行い令和 7 年度で整備計画を実施する予定でしたが、実施計画はどのように進んでいるのか、進捗状況と今後の予定を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅周辺整備計画でありますけれども、

現在の進捗状況ですが、令和7年3月に村道への取り付け道路等の概略設計が完成をしております。それを踏まえ、内部で協議調整を行い、次年度に向けて計画的に取り進めたいというふうに考えております。

これを施設、或いは環境を含めて相対的に改良、改修をしていくということになれば、多大な費用がかかることが想定されております。

そういった中で、地方創生交付金の中で、道の駅に関わる、助成制度も創設されておりますけれども、どうしてもハード事業、公共事業だけではなくて、防災とか拠点整備とか、ソフト事業も含み合わせた中で、相対的な道の駅の改修が必要だと言うお話をいただいておりますけれども、それを取組となれば、相当時間を要するんだらうなというふうに思っております。

ただ、春にいただいた村道の架替え部分について先行ができるかどうか、報告をいただいているのは、出入口の見直しと、それから拡幅、それから通り抜け等の方法等について協議をいただいておりますので、速やかな着手に至っていないことをご指摘いただいているということを肝に銘じながら、しっかり前に進めて参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） まず、後でも質問の中にありますけれども、道の駅の支援事業等、それは後でまた質問いたしますので、あとこの道の駅、先ほども村長言ってらっしゃいましたけど、駐車場の出入口、大型バス、大型トレーラーぎりがぎりの状況で対向車線にはみ出して回ってくると、それから民家も近くにある、非常に危険な状況であると、そういった改善策なども計画に盛り込まれているのか

伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道路の概略設計等につきましては、地形測量、或いは概略設計それから駐車場内の通行方法出入口、国道、道道との入口等々含めて一部一方通行的な要素も加えながら、今言われた大型車両がスムーズに入って駐車できるスペースの確保を含めて、検討させていただいておりますので、全体が少し見えてきましたら、議会にも御相談をさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） この3月の段階で概略設計ということなんですけれども、これに関して、どういった庁舎内で検討しているのか、それともコンサル担当みたいな会社を入れているのかを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 昨年度調査設計費を委託予算として計上しております、委託事業者に調査設計をさせていただきました。

委託事業者も含めて、一緒に検討させていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 他の市町村の道の駅的设计とかを見ますと、コンサルタント、観光コンサルタントが入って、みんな同じような基本的に何か似ているなというような感じになってしまって、地元なりで創意工夫が反映されていない、薄まってしまっている状態がありますので、その辺も考えていただいて進めていただきたいと思います。

次に、ポケットパーク噴水、衛生上の問題ではほとんど稼働してないですが、今後どのように考えているのか。このポケットパークの用地も含めてお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅と関連しまして、ポケットパークの噴水についてであります。汚水等の流入によりまして衛生上の問題があったことから、平成 27 年度に改修を行うとともに、夏季に 3 から 6 回程度清掃を行うことで稼働をしておりました。

新型コロナウイルス感染症のまん延によりまして、現在は稼働を止めております。道の駅ポケットパークの噴水は、アスペン市内にある噴水をイメージして作られたものでありまして、夏場の観光客の憩いの場となっていることから、できるだけ稼働は続けて参りたいとの思いはありますが、周辺整備と併せて検討したいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3 番、細谷議員。

○3 番（細谷誠君） 次の質問ですが、道の駅横の花壇用地の取得について、どのように進んでいるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅内の現在花壇として利用している用地についてのご質問であります。

この件については、長いこと時間を要しておりますけれども、少し経過について御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、民有地取得へ向けた交渉の進捗について、コロナ禍により中断をしておりましたけれども、3 年前の令和 4 年 4 月に先方へ電話連絡をしたところ、1 年前に土地所有者がお亡くなりになっていたことが判明いたしました。

このことを受け、ご家族で 1 周忌法要が営まれるとの情報を得ましたので、村からの弔意を示すため、同月副村長を自宅に向かわせ、短時間ではありましたが 3 名の御子息と面会をいたしました。

その後、令和 4 年 12 月に土地の相続について連絡をしたところ、花壇用地を相続する方が決まったとお聞きしましたので、名義変更登記完了後に村との話し合いに応じていただけるよう要請し、御了解をいただき令和 5 年に 3 回ほど連絡をとりながら、協議日程の調整を行っておりました。

令和 6 年 4 月に先方に連絡を入れ、5 月の連休明けに訪問することで了承しましたが、4 月末に先方から村に連絡がありました。

連休中に御子息での話し合いが持たれ、身内の事情により、すぐには土地を売ることができなくなったとの内容であります。

このことにより、交渉が仕切り直しとなりまして、先方との交渉日程を先送りせざるをえない状況となりました。

もうしばらく時間は要しますが、村としては今後も細心の注意を払いながら、売主との関係性を悪化させることなく、粘り強く慎重に用地取得へ向けて協議を進めて参りたいと考えております。

先方とは、現在土地をお借りしていますので、今後も引き続き、連絡を取り合い先方の状況変化の把握に努めて参ります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3 番、細谷議員。

○3 番（細谷誠君） 以前の答弁とそれから今回の答弁で花壇用地の取得ができない状態での道の駅リニューアル及び道の駅周辺は中途半端な状態になってしまうので、花壇用地の取得が優先とありました。

この取得できない上で、周辺整備に影響はもちろん出てきますよね。その辺を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 花壇用地をどう使うかということで、整備が変わってくると思いますけれども、今現状では、道路に関しては

外周と交差国道の交差点の両方でやろうということを出ていますから、おそらく駐車場とか、花壇用地については、駐車場なのか、新たな何か建物なのか、そういったところで多少影響は出てきますけれども、それをうまく使えるようなものを考えていかざるをえないなというふうに思ってますけれども、とりあえず現状の計画の中で、この用地の部分を外して仮に取得したときには何にするっていう、どうするということも含めて計画を立てていかなければならないというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 道の駅周辺の整備に関連してですけども、あと、村内の下水道埋設関係です。今回各地で起きている道路陥没の事故は衝撃的で、村の道の駅は国道に面していて、歩道の部分が下水道になっていたかと思うんですね。

その下水道排水管のインフラ点検は行われているのか。

また全村的な点検、整備、修繕計画はあるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下水道に関しましてのご質問であります。

本村の下水道事業は、昭和63年度より事業着手をし、最も古い管渠は37年を迎えようとしています。

敷設している管渠は本村すべてにおいて硬質塩化ビニール管となっておりまして、管径も最大でも25センチと比較的小さく耐用年数は50年以上とされています。

管渠の点検ですが、毎年500メートルの管渠清掃を行っており、同時に目視点検を行い、現状把握に努めているところであります。

今後の点検計画ですが、令和8年度にスト

ックマネジメント計画策定を行い、令和9年度から令和12年度の間、主要な管渠の点検作業を実施する予定となっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 令和9年から12年度に計画をするということですが、各地で起きている道路陥没事故は、戦後復旧期に整備されたインフラ約50年経っているそうです。そういう老朽化の進捗が現状されていると言われ、また厳しい財政が維持管理費の削減となって、インフラの後背を生み整備したインフラを後世が長く使えない状態になりかねないという事態を生むとも言われています。ぜひこの令和9年から10年度の計画をしっかりと行っていただきたいと思います。

次に道の駅リニューアル及び防災道の駅計画をということで、平成5年の道の駅登録案内制度の創設を受け、本村においては、既存施設の再利用により平成12年に自然体感しむかっぷとして登録され、多くの住民や観光客等に利用されていますが、経年に伴う施設の老朽化が進んでいるのが現状です。

時代の流れで道の駅の役割や取り巻く環境も変わっている中、現在のニーズに合った道の駅へ、建て替えや改装の動きが活性化し、道の駅リニューアル時代とも言われていますが、本村における道の駅の今後をどのように考えているか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅についての御質問であります。

道の駅につきましては、平成7年に供用開始されて以降、経年劣化による屋根の塗装や、屋上防水改修工事の他、出入口のロードヒーティング化や、身障者用バリアフリートイレ、裏玄関のバリアフリー化や、自動ドアの設置

など、都度必要な改修を行ってきたところでもあります。

道内の道の駅に目を向けますと、隣町の南富良野町を含め、4つの道の駅が今年の4月にリニューアルオープンしました。

本村の道の駅も竣工から29年が経過し老朽化が見られること、また、道の駅として建設した施設ではないことに加え、道路情報発信拠点や24時間トイレ、休憩スペースという機能を超え、観光施設等々多面的な機能という意味合いも高まってきていることから、リニューアルについての検討が必要と考えております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） ここ数年、道の駅リニューアルオープンが相次いでいます。リニューアルの理由や目的、その規模は様々です。

しかしそれぞれ独自に工夫した、地域ならではのアイデアを凝らしています。

また、休憩スペース、キッズスペース、駐車場の拡大、分散していた施設、公園を一体化しバリアフリー化を意識し防災機能の充実にも力を入れています。

本村の自然体感しむかっふもコンセプトを明確にし、例えば国交省が進める道の駅第3ステージ応援パッケージなど、道の駅支援事業などを活用して、早めに政策計画をするべきと思います。応募期間も非常に短いので、今から計画を練っておかなければ、その応募期間に間に合わないということもあると思うので、先ほども村長もおっしゃっていましたが、周辺整備計画なども本気でやろうとすると、多大な資金がいると、予算が必要だと言うことも仰ってましたのでその辺も検討は、今までしたのか支援事業等、するのか、伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の防災拠点整備も含めた計画についての御質問でありますけれども、防災道の駅についての御質問でありますけれども、議員言われるとおり今年度40駅が追加認定され、全国で79駅となり道内関係では3駅追加で7駅となりました。

防災道の駅の選定要件として、北海道の広域的な防災計画に位置付けられること、同時に国土交通省と都道府県で作成する新広域道路交通計画に広域的な防災拠点として位置付けられること。建物の耐震化、無停電化、それから通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設になっているか、もしくは3年以内に整備される具体的な計画があることなどが求められておりまして、1つずつクリアする必要があります。

先ほど答弁しましたリニューアルの検討と併せて、調査検討が必要であるというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 次の質問のところをも、もう村長が答弁されたので、まさにそのとおりで、令和7年5月までは39駅の防災駅が、5月の14日には79ヶ所に増えていると、今後も防災駅のネットワークですとか、防災の重要性を考えると、100か所の選定を目指すと言われてます。

本村も交通の要所であり、先ほど防災道の駅に認定される要件などもありましたけれども、そこをできてないところは3年以内に計画をするとか、いろいろありますので、その辺検討していただいて、それから村長答弁にもありましたような、先ほどの道の駅のリニューアルも含めた複合的な支援事業等を考えていただきたいと思います。

私も質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠

議員の一般質問を終わります。

続いて4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 占冠保育所の調理室の活用について質問いたします。

現在の占冠保育所の運用開始にあたっては、ニーズの多様化に対応するため、未満児保育や、給食にも対応できる施設として、調理室を設置室を設置したと認識しております。

令和4年度の執行方針質疑でも、給食の提供について質問した際、当面の給食の提供は超えるべきハードルが高いとのことから、当面考えていないということだったかと思いますが、所管事務調査の委員会報告でも、調理室の有効利用や住民の意見を尊重した利用方法の検討をして欲しいと委員会報告の方もなされています。

その後、実際どのような検討をして、これまで活用されてきたのか、現在どのような利用状況なのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員の御質問にお答えをいたします。

占冠保育所の調理室に関してでありますけれども、給食の要望につきましては、保育所父母会からも出ている状況にありますけれども、議員言われるとおり当面は給食の提供を考えていないというのが現状であります。

調理室の利用状況については、食育として保育士と園児と一緒に食事を作ったり、昼食として食べる月1回のお料理会の実施や、年に10回程度、畑で採れた作物をおやつとして提供するため、調理室を活用しております。

今後においても月1回の料理会を継続して実施していきます。

また、トマム保育所との合同のお料理会を実施することや、父母会による行事食づくりなどで活用できるように検討をしています。

今後も様々な意見を伺いながら、活用方法を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 現在の利用方法として、お料理会であったり、行事の時のお料理を作る。それから採れた作物の調理をするということなのですが、調理場というのは、調理施設から考えても、園児がそこに入って調理ができるような状況ではないので、保育士の先生と園児が調理をする場合には調理室の利用というわけではなく、調理室で作業をする先生はいらっしゃるかと思うんですが、基本的にはホールなどでの調理をされるのかなと思います。

調理室というのは当然給食ができるように設置しているものになるので、衛生面も管理されている施設になるかと思われます。

そうなったときに、本当に今の活用方法が有効活用なのか、使っていないよりは使われていると思えるんですが、あそこには業務用の例えば洗浄機とか、あとは滅菌庫とか、そういったものも入っています。業務用の冷蔵庫も使っています。ということであれば、当然その機械というのは、メンテナンスも必要になってきますし、設置してから5年経過しているのでこれまでもメンテナンスは当然されているかと思うんですが、これからも継続してメンテナンスが必要になっていくかと思っています。

機械によっては当然耐用年数も来るものもあるかと思うので、現在洗浄機とか、そういう特定の機械でいうと、使用頻度というのはほぼないのではないのかという推測にはなっていますが、そういったものもあるような中で、当然その業務用の厨房施設というのはかなり高額な費用が掛かっているの

そのような使い方だけで終わってしまうのでは、全く使わないままそのような高額な費用をかけた調理器具が更新されていくとかっていうのはあってはならないのではないかと思います。

そのためにも、やはりちゃんとした使い方、そういった行事のご飯とかそういったものだけではなく、しっかりした使い方というのを今後も検討していくべきと考えますが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 調理室の機具類の御質問になりますけれども、令和7年度のメンテナンスに掛かる費用につきましては、電解水生成装置が3万9,600円、それから冷凍冷蔵庫で4万7,520円、年額8万7,120円となっております。8月と2月の年2回の点検を予定しています。それ以外の機器についてはメンテナンス料は発生をしておりません。

各機器の目安として、耐用年数は電解水生成装置6年、冷凍冷蔵庫6年、食器消毒保管庫10年から15年、スチームオーブン8年、ガスコンロ8年、食器洗浄機8年となっております。

各機器の使用状況として現在、食器洗浄機の使用はありませんが、それ以外の電解水生成装置、冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫、スチームオーブン、ガスコンロにつきましては、お料理会やおやつづくりにおいて、活用しております。

議員言われる、これが耐用年数を超えて購入した高額なものの買い替えが必要かどうかということは、これからの事業に応じて考えるべき案件かと、私個人としては必要がなければ更新しなくてもいいのかというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 機械の更新については、当然この先、更新時期を迎えたときに、必要性がないと考えて、そういった高額な更新をしないで、別のものを変えるっていう選択肢は当然あるかとは思いますが、そもそもその前に入れてるので、もう高額なものを導入してると考えてます。なので、現在あるものは、全く利用していないわけではないですけれども、やはり当初設置したときは、保護者の皆さんですとか、その話し合いに参加された方というのは当然、当面ハードルが高いとは言われつつも、やはりその給食が開始されることであったり、そこの調理室を有効活用されるであろうということを想定して作られているかと思いますので、やはりそういったところはよく今後も保護者の方たちと協議をした上で、しっかり進めていくべきだと考えますが、そういったところ、保護者との懇談会ですとか、その有効活用の利用に対する話し合いですとか、そういった場を設けていただけるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 当然、父母会含めて、この利用については現場と話をされて進んでいることだと私も思っていますので、今後の運営についても含めて、そういった利用者との協議はされるべきものというふうに認識しております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 続いての質問に移りますと、ごみ分別アプリの導入についてということで伺います。

現在ごみ分別については、分別辞典や広報紙での周知が図られていますが、紙媒体ですと手軽感というのがないかと思えます。ですし、外国語での周知というのもあまり進んでいないと感じます。近年、他自治体では、ご

み分別を促進できるように、利用者にとって手軽感のある、アプリの導入というのが増えています。

本村では外国人の居住者や短期間の居住者も多くいるので、そのような方にアプリの活用というのが、有効的かと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ごみ分別アプリの導入ということの御質問であります。

本村在住の外国人、或いは短期間の居住者に対するごみの出し方については、本村のホームページにて日本語を含めた5種類、英語、中国簡体字、中国本体字、韓国語の言語で記載されたごみの種類の出し方、それから家庭ごみの分別収集で周知しておりまして、ごみと資源の適切な分別、排出方法の徹底を図っているところであります。

今年度においては、村政執行方針でもお示ししているとおり、ごみ分別辞典を改訂し配布いたしますが、同様にごみの出し方、分別方法を簡単にブラウザ上で検索できる分別辞典サイトの提供を開始する予定であります。

このことにより、パソコン、スマホなどにより、キーワード検索欄に出し方のわからない品目を入力し、分別の種類及び詳細をクリックすることでごみ分別方法を検索できることとなります。

現在、紙媒体それから分別サイトの入力作業を鋭意進めておりますので、運用開始となる前には住民の皆様にお知らせしますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） ごみ分別辞典をホームページで見られるということになるかと思っています。そして、そこに検索機能がつくということになるかと思うんですが、やはりその

ホームページというのは、どうしても情報量が多いものになります。

その中にそのごみの分別を探すために検索キーワードを入力すれば、使えるというのは何となく想像はつくんですけども、やはりちょっと手間がかかる感があるというのがホームページから行く場合なのかなと考えます。

その点、専用アプリというのは、やはりごみに特化しているアプリになるので、他の自治体のアプリをちょっと試験的に使わせていただいたりとかしても、個人的にアプリを利用してみるととても楽だなと感じます。なので直感的に触っていけるものだと思うので、やはり短期的な人、短期的な住民だったり、外国人というのはホームページに行くよりも、そういったアプリみたいなものの方がとても効果的に入っていただけるのではないかと思います。1度そういったものをホームページ上で導入した後に、そういったものの効率化が認められるようであれば検討に進むなど考えていただければいいなと思いますが、そういったアプリで簡易的に入っていけるような取組というのは考えられないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） スマホアプリについては、今年度日本語のみの使用としてしまして、外国語対応はできませんが、アプリの使い勝手を検証しながら、次年度、外国語対応について検討して参りたいと考えております。

当面は利用者各々が翻訳機能を活用しての、ご利用をお願いしたいと思っています。

ただし、紙媒体でのごみ分別辞典はホームページに掲載しますので、外国語も対応となります。

アプリ外国語翻訳料金については現在調査中ということになっております。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園

子議員の一般質問を終わります。

ここで午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1 時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。5 番、藤岡幸次議員。

○5 番（藤岡幸次君） それでは、通告に基づき質問いたします。

なお、4 項目について順を追った質問をして参りたいと思います。

まず 1 項目、村道林道アリサラップ支線を活用した森林整備について伺います。まず林道アリサラップ支線については令和 5 年に完成しております。その後どのようにこの林道が活用され、森林整備を進められているのか、現状について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の林道アリサラップ支線につきましては、平成 25 年度事業着手し、11 年間の期間を経て令和 5 年度をもって完了しております。

この間、工事完了した利用区域から順次作業を行い、主伐 4.79 ヘクタール、間伐 17.72 ヘクタール、植栽 6.47 ヘクタール、除伐 13.02 ヘクタール、下刈りで延べ 10.48 ヘクタール、合計 52.48 ヘクタールを実施し、民有林の整備育成に寄与しております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5 番、藤岡議員。

○5 番（藤岡幸次君） 関連としまして、そういった今活用実績について村長から答弁いただきましたが、そういった活用する中で当然この十何年間の活用を見ているわけなので、課題、問題点、当然あるかなと思いますが、

その辺について認識を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 林道の維持管理の課題等でありますけれども、課題、問題点については、林道アリサラップ支線だけではなく、林道作業道全般に言えることは、維持管理であります。

現在は森林環境譲与税剰余金の使途の中で路傍の整備があることから、ある程度の財源が確保されており、適宜修繕を実施しておりますが、近年の降雨の状況から、維持管理を行っていても被災する可能性がありますので、苦慮をしているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5 番、藤岡議員。

○5 番（藤岡幸次君） いろいろと維持管理整備する中で財源等の御苦労あるという答弁いただきましたが、今後に向けて、どのような方策を持って取り組まれる考えがあるのかを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） この施業に関しまして令和 10 年度までの計画として、主伐を含め約 40 ヘクタールの施業を予定しております。

また、施業に必要な場合は、林業専用道を開設し、村有林の整備、育成をして参ります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5 番、藤岡議員。

○5 番（藤岡幸次君） 2 項目目の質問に参ります。ふるさと納税返礼品についてです。

ふるさと納税返礼品については、3 月も今年度の令和 7 年度の取組はということで質問しておりますが、その後具体的に取組まれている中で、その企画、新たな企画商品等を進んでるものがあれば、その辺について現状について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税についての御質問であります。

ふるさと納税の令和6年度実績を申し上げますと、寄付件数775件、寄付額で1億624万8,000円で、特定目的基金に全額積み立て、次年度以降種々の事業に充当することとしております。

新たなふるさと納税返礼品についての御質問でありますけれども、現在、生産者団体により、申し出があったことから、本村で生まれ一定程度使用した和牛の優良部位をふるさと納税返礼品として、取り扱えるよう準備を進めているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今新たな返礼品として本村において、農業の和牛のいよいよ返礼品に結びつけられるのかなというところをお話伺ったわけなんです、今後に向けて、返礼品の品目というのは、なかなかヒット商品また量の確保等々苦勞あるかと思うんですけれども、1つには仕入れて加工して付加価値をつけて、返礼品としてまた出していくと、そういった取組も有効かなと思いますが、何か村長の考えの中で、そういった取組についてお考えあれば伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税返礼品の取り扱いについてでありますけれども、仕入れ確保等々、いろいろできるのではないかとのご提案であります。

取り扱いについては、当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであるという総務省の地場産品基準を遵守する必要があります。

その基準は年々厳格されてきております。

現在、具体的な案を持ち合わせておりませんが、地場産品基準をクリアできる返礼品を取り扱う事業者がある場合は、追加の申し入れ等手続きをとって参りたいというふうを考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 3項目目の質問に参ります。米の高騰対策についてであります。

現在、物価の高騰が著しく進み中で、各家庭においては、大変なやりくりを虐げられていく、やりくりをされている状況にあります。この現状について、村長の認識を考えが伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 物価高騰の中での対応という認識の御質問であります。

特に米価の問題も含めてということですので、令和の米騒動と言われる米価高騰についてのでありますけれども、農林水産省は直近のお米5キロ当たりの販売価格が4,176円であったと発表しました。

備蓄米の流通が進み、価格は3週連続で下落しましたが、市場に出回るスピードがまだ遅く、議員言われるとおりの前年同時期の2倍近い水準での推移が続いていることから、国民への影響は大きいと考えております。

現在の米の価格高騰については、制度的背景、異常気象による収穫量の減少と買い占め、人口動態の変化やインバウンド需要の増加、さらには食習慣の変容といった複合的な要因が背景にあると言われておりますので、国の政策のみならず、関係する様々な団体等の取組に期待をしているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 2点目になります。村として、今、村長言われたように、国とし

でも相当本格的な取組が進められているというところで認識、それは私も同様の認識をしております。

そこで、子育て世代、また低所得者世帯においては、ちょっと想像できないぐらいの御苦労が味わっている方々がいるという、この現状があります。

それで村としても様々なそういった村全体の村民に対しては、高騰対策も手を打ってこられている現状であることは事実だと思います。

そこで私は無償でまさに子育て世代、低所得、特に国民年金のみで生活されている方々においては、この米が倍、その他のものにおいても1.5倍、2倍近いと、これどうやって生活してくるんだと。村民をひもじい思いをさせないのは我々行政、我々議会ですけれども、まず行政の役割であり、我々もそれをきちっと見届ける責任があります。

そこで、どうでしょうか村長、緊急で無償でそういった方々の口元に米を届ける緊急策が必要かと私は思うんですが、取り組まれる考えございませんか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 物価高騰による緊急支援が必要だという御指摘であります。

現在、国の政策であります低所得者支援給付金、これは住民税非課税世帯3万円、子ども1人当たり2万円加算、及び定額減税1人当たり最大4万の追加給付について、国の実施要綱に基づき、村として対応をしています。

また、北海道の政策であるお米、牛乳子育て応援事業、これはお米券や牛乳贈答券5,240円相当、または北海道前5.5キロなどとなっております、住民等への周知についても村として協力をしているところであります。

占冠村としては、子育て世帯及び低所得者に限定したものではありませんけれども、占冠村に住所がある世帯に対して、年2回プレミアム商品券を販売し、住民への生活支援を行っております。

このプレミアム商品券につきましては、まさに先週の月曜日から販売を開始しております、1世帯最大1万6,000円の支援を行う事業となっております。

議員御提案の国民年金世帯への支援として、無償の配布米という御意見も十分理解はするところでありますけれども、米の価格高騰については、様々な要因から油断を許さない状況でありますので、今後も情勢を注視して参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 再質問となりますが、今、国としても様々な対策を打ちという中で、最後にプレミアム商品券、ほとんどの村民の方は、手を挙げてそういった恩恵にも預かっている。現状はよく認識しております。

先ほどもちょっと触れましたが、残念ながらそのプレミアム商品に手の届かない方が、繰り返しになりますけどね、欲しくても買えないんですよ。そんないいものだから、私も欲しいと言ってもそのプレミアム商品を買うお金が必要なんです。そこに直接お金というのは今国政府で、国単位でだってできる、それはそれでいいじゃないですか、やっぱり占冠村は、もっと厚いぞとそんな人が、絶対ひもじい思いなんかさせない、100には届かないまでも、村の財政の許す限り、場合によっては補正組んででもでも、村を助けていくんだと、そういう強い意思が私は必要かと思えます。再度お考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 低所得者支援についてはなかなか年金だけの世帯ってというのは大変、今の国民年金の支給状況を見ると大変厳しい金額になっているというのも私も十分認識をしております。そういった中で、意気込みとして村が単独で、そういった支援をせいという議員の気持ちも十分理解はできますけれども、今現状において、そこに特化した支援をするという考え方は現在ありません。

今後、そういったことがどうしても必要だと言うことが判断されれば、特に御相談をしながら取り進めて参りたいというふうに考えるところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 4項目目の質問に参ります。

公営住宅ペット飼育問題です。

ペットの飼育については、村の広報6月号において、マナーの特集が組まれ、非常に細かく非常に中身のある広報周知されたのかなというふうに読ませていただきました。

そこで私は今回、公営住宅のペット飼育、これは皆さん多くの方は御承知のように公営住宅においては、ペットを飼えないというルールがあり、契約に基づいて入っているわけなんです、残念ながらそこで飼育されてるという方が現実問題としてあり、それを非常に問題視されている村民の方もいるというふうに私は耳に入りますし認識しております。

この現状について村長のまず認識を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公営住宅のペット飼育についてであります、基本的に公営住宅でのペット犬猫、飼育については禁止をしているということで、住民懇談会等においても

様々な方から苦言苦情等々いただきながら、何とか解消できないものかということで進めさせていただいておりますけれども、現状ということでありますので、村営住宅の入居者に対しましては、入居時に村営住宅入居者心得として、村営住宅の入居ルールを文書でお知らせしております。

その中で、村長が認めたとき、これはおそらく介助犬とか盲導犬のことを言うと思いますが、以外のペット飼育することを禁止することや、迷惑行為をしてはならないと明記しております。

村の考えとしては、今までどおりペット飼育に関しましては、においや鳴き声アレルギー等迷惑行為となることとなりますので、様々な方に安心して生活していただけるために、村営住宅でのペット飼育はできないとの考えに変更はありません。

なお、行政区長会議や近隣住民からペット飼育をしているとの情報は寄せられている現状がありますので、なかなかここが解消されてきていないという現実もある中で、村としても大変厳しいきつい環境であるということだけ申し添えておきます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 行政としても、公営住宅におけるペット飼育問題については十分認識していると。また、いろいろ各地域をとの、行政懇談会等においても、そういった話は十分耳にしているんだというお話です。

そこで、当然改善、今後の方向いろんな取組があるかなと思うんですが、まずスタート点として、それはわかっているんだと、我々議員も行政サイドもわかっているんだけどというところで立ちどまってるわけにいかないんで、まず一歩取組策、何か考えておられることがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 改善策というところまで至ってないかと思えますけれども、今までの取組としては、年に1度行われる収入調査時に、ペットの飼育の禁止、近隣への迷惑行為に関する注意喚起のチラシを同封しております。

今回このように、先ほど議員言われたこのように一般質問で、村営住宅でのペット飼育について問題提起があったことを広く村営住宅入居者にお知らせするとともに、現在ペットを飼育している入居者には、みずからペットを親族等に預ける。村営住宅入居者以外に譲り渡す等の選択肢の中で考えていただけるようお願いしていく取組を進めようと思っております。

なかなか特効薬的な改善策にはなっていないと思えますけれども、地道にやらざるをえないというふうに考えているところです。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸次議員の一般質問を終わります。

続いて1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） ありがとうございます。最後の一般質問になります村長よろしく願いいたします。

質問1でございます。占冠村の災害対策はということで、ここ高速道路拡張工事によって、工事関係者がかなりの人数というか、人口的に入村しているわけですが、この工事関係者に対して水害はもちろんですが、雪害、あと地震、最近本当に太平洋岸震度4の地震が頻発に発生しておりますので、避難対策をどうしていくのか。ましてや、占冠市街地区においては、工事関係者の建物がかかなり多くて村民よりも工事関係者の方が多くなるんではないかという、思いをしております。なので、避難所、備蓄品、そしてそれに対応

していかなきゃならない避難場所の周知、人数の把握もそうですが、していかなければならないかと考えますが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

高速道路工事関係者の避難対策ということで、高速道路も今年度から具体的に事業者が入ってきて、今年はフルの入居者はないようでありますけれども、来年以降そういった状況になるんだろうというふうに考えているところであります。工事関係者も、占冠村の住民としてかねてより、村に在住されている村民の皆様と同様に、村の防災計画等に基づき適切な災害対策を進めていくことが、基本になります。

村の防災計画におきましても、事業者はみずから日常的に災害の発生に備え、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難支援体制の構築など、自発的な防災活動の推進に努めることとされております。

議員言われるますとおり、今後はこうした関係者が増加することが予想されておりますので、村としても、NEXCO東日本との情報交換などをつうじて、正確な情報収集に努めるとともに、工事事業者等に対し、災害対策を推進するよう啓蒙活動などを行って参ります。

避難所についても基本的に一般の村民と同様の対応となりますが、災害の際に予想される事業関係者の避難者数の把握など、引き続き情報交換、情報収集に努めるとともに、災害時の協力関係の構築などについても検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） もちろんそういうふ

うにしていなければならないものと考えます。

今、宿舎的に建っているのが各行政区、同じところに立ってるわけじゃないので、各行政区の担当というか、区長が把握していかなきゃならない部分もあるのではないかなというふうに考えます。

特に私どもが住んでいる字占冠、楓集合住宅を利用したり、宿舎も大きなものが建っておりまして、あそこから避難する場所へというに限られる場所しかないものですから、今、物産館の中1階はNEXCOの展示施設になっているかと思いますが、そこを避難所の扱いにはならないのかというふうに私ども行政区の中で話はしてるんですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在、事業所等の建設につきましては議員言われるとおり、広範囲に分かれております。

今避難所収容数でありますけれども、一応、双珠別 150、それから中央が 700、占冠が 230、トマムが 600 名ということで、合計 1,680 名の収容人数を想定しております。

この他に、保健センターだとかもありますけれども、議員言われる物産館につきましては、占冠地区は占冠地域交流館と美園地区集会所がそれぞれ避難所として、指定されております。

双珠別については双民館双珠別住民センターから中央については総合センター、中学校、コミュニティプラザ、トマムについてはトマム学校ともコミュニティセンターと言うことで指定をさせていただいている状況であります。

物産館については、特に指定はしておりませんけれども、現実問題が発生すれば、そう

いったことも対応していかなきゃならないというふうには考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 今、物産館に対してもっと考えていかなければならないというお答えをいただきましたが、実際にそこを利用するとなると、その備蓄品なり、何なりといろんなものが必要になるかと思うんですけども、特に第1行政区の中におきましては、交流館にも行けない場合がありますし、美園に行けない場合もございます。

美園の住宅は、特に小さい避難所なので、ましてや工事関係者等がおりましたら、そこはとても入れる状況にはないというふうに皆さんが見ても思われると思うんですよね。

なので、物産館ということ念頭に置いていただければというふうに考えます。避難所に対してはそういうふうに考えます。

2 番目に行かさせていただきます。

民有地・村有地以外での災害対策ということで、字占冠地区、広範囲ですが国の所有地があったり、NEXCOの所有地があり、JRの所有地があり、そういうところから土砂が流れ出て下手にある民有地、村民が使っている土地に被害をもたらしているという状況がございます。

雨の降るたびに災害っていうか大きな災害にも今のところなっておりませんが、でも牧草地が土砂に埋もれて修復が必要だったりということを聞いておりますので、このNEXCOとかJRに対して施工時からの設計からしたら、災害等の頻発の度合いが違いますし、各々の状況も違いますので対策はしていただかないと、今後その被害も拡大しつつあるのに思います。

そこで村として、そちらに対しての災害対策、実情に合った災害対策をしていただける

よう要請する考えがあるかどうか村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 民有地における災害対策ということであります。

議員御指摘の場所はかねてから聞いておりましたけれども、宇占冠地区における山側から国道 237 号線に向かって、傾斜が続いている部分であるというふうに拝察をしております。

この付近では特に短時間豪雨があると、山側から流れてくる雨水を既存の水路が飲みきれず、地表に溢れることがあるものと考えております。村としては、この現象を改善するために、国道の横断管や排水路の修繕等が必要ではないかと推察していたところですが、昨年度、これに答える形で国道 237 号線脇の側溝の流れがよくなるよう、一部取り付け道路の横断管の口径を太くする改修工事を行なっていたいております。

引き続き、この地点の大雨時の状況を注視しながら、村としてもできる限り原因を特定し、現状を訴えながら災害対策を進めていただけるよう、関係機関に強く要望をして参ります。

また議員言われるように、原因車が国、NEXCO 或いは JR 等々にある場合についても、村として関係する各機関に実情に合った災害対応ができるよう現状を訴えながら、進めていけるよう関係機関に要望して参りたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 実情に合った要望していただけるということですが、雨の降るたび、畑もそうですし自宅前を流れる気持ちはもういかばかりかというふうに思いますし、畑に関しては収穫量が減りますし、それに対

しての修繕を村側ですということとはなかなか厳しい財政では難しいかなというふうに思いますので、本当に強く強く要望していただけたらと思います。

何十年も前に施行されたものですので、これは本当に改善していただければならない対策だと思いますので、よろしく願います。

質問 2 に移らせていただきます。

庁舎内に音声通訳ガイドシステムを導入してはどうかという提案でございます。

占冠は午前中にもお話が出ていましたように、人口増、特にトマムは避難所の人数にもありますけども、占冠の全体の本当に半分以上になるんじゃないかというふうに思うくらいな人数が泊に集中しております。

そこで、今、庁舎内ボケトークというアプリを使って機器を使って通訳等を行っているわけですが、もっと高価って言ったらかしいですけど、高性能の音声ガイド通訳ガイドシステム、プラス字幕表示機能のついたものというものがあるということで、外国人だけではなく、もう私も聞き取りがかなり鈍くなり、数字の把握ができないということも多々あるようになりましたので、耳の不自由な方、高齢者等は特に通訳が欲しいっていうか、拡声器みたいな補聴器をつけてもなかなか聞き取りが難しいという方が多くなりましたので、こういう機器を導入していただけたら、対応する職員も特にトマムなんかは外国人の方が多く、外国の国籍もかなり複雑になっているようですので、導入されたいかがかなというふうに考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 音声通訳ガイドシステムということでの御質問であります。

現在村におきましては、窓口業務等における外国人対応につきましては、自動翻訳機スマホアプリやタブレットの活用、また北海道外国人相談センターを介した通訳サービス等を活用し、職員が工夫を凝らして住民対応を行っております。

庁舎内に音声通訳ガイドシステムの導入をとのこと意見であります、導入にあたっては現状の課題を明らかにするとともに、近隣自治体において導入実績もあることから、参考にしながら費用対効果も見極めて、導入に向けては調査検討をして参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 前向きな回答をいただいたと言うふうに承知したいと思いますが、ますますインバウンドの受け入れ状況が国全体で多く考えているというふうに思っています。

日常的に占冠村も、普通に買い物に見える方いらっしゃいますが、私どもはやはり聞き取りも駄目ですし、話すこともできませんので、そういうシステムがあるということであれば、本当に全体にやさしい村づくりになるのではないかなというふうに考えますので、ぜひ導入の方をお願いしたいと思います。再度、今日お聞きして終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 言葉だけにおさまらず、海外の方々が占冠村に多く在住をされている現状を見ると、やはり占冠での文化或いは地域の違いをお互いに理解し合った中でしっかりと共存共栄をしていくというのが、大事だと思います。

そういった意味では、なかなか文化の違うもの同士で一緒にやると大変なんですけども、まず言葉っていうのはその始まりですから、

それが本当に有効だということであれば、これは導入に向けて検討していくということにならざるをえないというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1 番、大谷元江議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第4、承認第1号専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書の1 ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月23日提出、占冠村長、田中正治。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1 点目といたしまして、公示送達に関する公示方法の定義を示した省令改正に伴う改正。

2 点目といたしまして、個人住民税における大学生年代等に関する特別控除の創設。

3 点目といたしまして、軽自動車税種別割における二輪車の税率区分の改正。

4 点目といたしまして、長寿命化に資する大規模修繕工事等を行ったマンションの固定資産税減額措置の申告手続き等の新設。

5 点目といたしまして、加熱式たばこに係

る村たばこ税の課税標準の特例の改正。その他文言の整理を行うものでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、御説明申し上げますので、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 承認第1号につき、何点かちょっとお尋ねいたします。

まず、5ページの上から7行目の後段末尾に書かれてあるんですけども、当分の間という語句が出てくるわけなん。施行期日に関係するところの文言だと思うんですが、この当分の間っていうところの考え方について、令和8年の4月1日ということなのか、それとも10月1日になるのか、それとも当分の間とことで、当分の間なのかその辺ちょっとお尋ねしたいのが1点ですか。

それから、施行規則について8年の1月1日で言ったんですけども、施行規則のところの6ページのところの下の方に中間から載っています施行期日の第1条の例えば第3号のところのところは、たばこのたばこ税に関するところだと思うんですけども、この施行期日については、明確に具体的に何月何日から書いてないわけで、地方税法等の一部を改正する法律云々規定の施行の日ということが書かれてあって、これ以降がこれが施行正確な施行期日になると思うんですが、この辺について説明してもらっていいですか。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 非常にレベルの高い御質問ありがとうございます。

1点目の当分の間ということでございます。議案の要旨の方にも書かせていただいておりますけれども、今回の税の施行につきましては基本的には本年の4月1日から施行という

ことにはなっておりますが、一部除外規定がございます。

例えば、公示送達に関する改正におきまして、地方税法の一部を改正する法律の公布日から3年3か月を超えない範囲で、政令で定める日となっております。具体的には、改正民事訴訟法の施行、遅くとも令和8年5月24日と言われてはいますが、それを行ってから行うこととしているということでございます。

議員御指摘のたばこ税につきましては、こちらは激変緩和措置といたしまして、令和8年4月1日以降に行うものと令和8年10月1日以降に行うものの2段階で、課税方式の見直しを実施するということになってございます。

こちらが当分の間ということの御説明ということでございます。

同じく、6ページの付則につきましても、条文の一部については、施行期日にずれが生じているという内容でございますので、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） ありがとうございます。2ページの103万円の壁の特定親族特別控除の関係なんですけども、要旨のところに説明が書かれて物価上昇局面における税負担や就業規則云々のためにこうやるということなんですけども、この物価上昇局面という文言で、これはどういう、判断指標というかな、そういうことで、物価高騰があるから、どういう対応をしなければならないという考え方になるのか、その辺の物価上昇局面この辺の判断をどういうことで判断したらいいのかということで、行政はどういうふうにして判断するのかなということをお聞きしたいんですけど

ね。それで質問を終わりますけど。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） こちらの文言につきましてはこれを引いてきた、具体的な公文書については存じ上げないところでございますけれども、概ね国の物価高騰対策の判断基準で主に使われると思われる消費者物価指数、そういったものを中心に判断しているのかなと拝察しているところでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第2号から

日程第10・承認第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件から、日程第10、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。初めに承認第2号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書9ページをお願いいたします。承認第2号、専決処分につき承認を求めることについて、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和7年6月23日提出、占冠村長、田中正治。

議案書10ページをお願いいたします。

本専決処分書は、処分につきましては、令和6年度占冠村一般会計補正予算第9号に係るものでございます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,940万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,000万としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によります。

地方債の変更は、第3表地方債補正によります。

それでは歳入から御説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

1款、村税、1項、村民税、1,338万6,000円の増額。2項、固定資産税、562万9,000円の増額。軽自動車税、20万7,000円の増額。村たばこ税、122万2,000円の増額。

2款、地方譲与税、1項、地方揮発譲与税、68万4,000円の増額。自動車重量譲与税、351万6,000円の増額。森林環境譲与税、15万8,000円の減額。

3款、1項、利子割交付金、13万1,000円

の減額。

4 款、1 項、配当割交付金、37 万 4,000 円の増額。

5 款、1 項、株式等譲渡所得割交付金、83 万 8,000 円の増額。

6 款、1 項、法人事業税交付金、74 万 1,000 円の増額。

7 款、1 項、地方消費税交付金、970 万 7,000 円の増額。

8 款、1 項、環境制度割交付金、114 万 4,000 円の増額。

10 款、1 項、地方交付税、1,639 万 1,000 円の増額。

11 款、1 項、交通安全対策特別交付金、1,000 円の減額でございます。

12 ページをお願いいたします。12 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、3,000 円の減額。

13 款、使用料及び手数料、1 項、使用料、244 万 1,000 円の増額。2 項、手数料、45 万 9,000 円の増額。

14 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、62 万 9,000 円の減額。2 項、国庫補助金、183 万 8,000 円の減額。3 項、委託金、86 万 6,000 円の減額。

15 款、道支出金、1 項、道負担金、35 万 5,000 円の減額。2 項、道補助金、128 万 5,000 円の減額。3 項、委託金、50 万 4,000 円の増額でございます。

16 款、財産収入、1 項、財産運用収入、415 万円の増額。2 項、財産売払収入、68 万円の増額。

17 款、1 項、寄付金、1,266 万 7,000 円の増額。

18 款、1 項、繰入金、1 億 6,121 万 7,000 円の減額。

19 款、1 項、繰越金、177 万 4,000 円の増

額。

20 款、諸収入、1 項、延滞金加算金及び過料、1 万円の減額。3 項、貸付金元利収入、31 万 6,000 円の増額。4 項、受託事業収入、24 万 2,000 円の減額。5 項、雑入、80 万 5,000 円の増額。

21 款、1 項、損債、1,030 万円の減額。歳入合計 9,940 万円の減額でございます。

続きまして、14 ページをお願いいたします。歳出について御説明申し上げます。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1,074 万 8,000 円の減額。2 項、徴税費、85 万 5,000 円の減額。4 項、選挙費、43 万円の減額。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1,526 万円の減額。2 項、児童福祉費、79 万円の減額。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、683 万 1,000 円の減額。2 項、清掃費、55 万 4,000 円の減額。

6 款、農林業費、1 項、農業費、162 万 9,000 円の減額。2 項、林業費、118 万 8,000 円の減額。

7 款、1 項、商工費、1,176 万円の減額。

8 款、土木費、1 項、道路橋梁費、459 万 9,000 円の減額。3 項、住宅費、108 万 5,000 円の減額。

10 款、教育費、1 項、教育総務費、163 万 5,000 円の増額。5 項、保健体育費、50 万円の減額。

12 款、1 項、公債費、492 万 4,000 円の減額。

13 款、諸支出金、1 項、普通財産取得費、200 万 8,000 円の減額でございます。

14 款、1 項、職員費、3,787 万 4,000 円の減額でございます。

16 ページをお願いいたします。

繰越明許費補正につきましては、3 款、民生費、1 項、社会福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援給付金事業、222 万 1,000 円でございます。

17 ページをお願いいたします。

地方債補正につきましては第 3 表、記載のとおり、4 本の起債につきまして限度額の補正をしようとするものでございます。

以上、御説明申し上げますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、承認第 3 号、承認第 4 号、承認第 6 号及び承認第 7 号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書 63 ページをお開き願います。

承認第 3 号、専決処分につき承認を求めることについて、本件は緊急執行を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和 6 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号でございます。

議案書 64 ページをお開き願います。

令和 6 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,450 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,450 万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によります。

議案書 65 ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出補正予算補正により歳入から御説明いたします。

歳入は、1 款、1 項、国民健康保険税、34

万 7,000 円の減額。

4 款、道支出金、1 項、道補助金、1,225 万 3,000 円の減額。

5 款、1 項、繰入金、190 万円の減額です。

次に歳出です。66 ページをお願いいたします。

歳出では、1 款、総務費、1 項、総務管理費は 2 万 2,000 円の減額。

2 款、保険給付費は、1 項、療養諸費、1,076 万 9,000 円の減額。2 項、高額療養費、271 万 9,000 円の減額。3 項、移送費、1,000 円の減額。4 項、出産育児諸費、50 万円の減額で計 1,390 万円の減額。

5 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費は 48 万 9,000 円の減額です。

67 ページから 75 ページまでは事項別明細書でございます。以上です。

次に、77 ページをお開き願います。

承認第 4 号、専決処分につき承認を求めることについて、本件は緊急執行を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和 6 年度村立診療所特別会計補正予算第 3 号です。

議案書 78 ページをお開き願います。

令和 6 年度村立診療所特別会計補正予算第 3 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 160 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,200 万円にするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によります。

79 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

歳入は、1 款、診療報酬、診療収入、1 項、外来収入、53 万 1,000 円の減額。2 項、その他の診療収入、164 万 3,000 円の増額で計 111 万 2,000 円の増額です。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料は 8,000 円の減額。

3 款、道支出金、1 項、道補助金は 269 万 4,000 円の減額。

6 款、諸収入、1 項、雑入は 1 万円の減額です。

次に歳出です。80 ページをお願いします。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は、100 万円の減額。

2 款、1 項、医業費は 60 万円の減額です。81 ページから 87 ページまでは事項別明細書でございます。以上でございます。

次に、議案書 107 ページをお開き願います。

承認第 6 号、専決処分につき承認を求めることについて、本件は緊急執行要したので地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで別紙専決処分書のとおり、処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は令和 6 年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号でございます。

108 ページをお開き願います。

令和 6 年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 40 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2,140 万円にするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によります。

109 ページ、第 1 表歳入歳出歳入歳出補正により歳入からご説明いたします。

1 款、1 項、後期高齢者医療保険料は 10 万円の減額。

3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金は 30 万円の減額です。

110 ページをお願いします。

歳出です。2 款、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金、40 万円の減額です。

111 ページから 114 ページまでは事項別明細書でございます。以上でございます。

次に、115 ページをお開き願います。

承認第 7 号、専決処分につき承認を求めることについて、本件は緊急執行要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求めるものであります。

内容は、令和 6 年度市占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第 3 号であります。

116 ページをお開き願います。

令和 6 年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第 3 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 60 万円を減額し歳入歳出予算の総額を 2,210 万円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

117 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

歳入は、1 款、1 項、診療収入、36 万 3,000 円の減額。

3 款、1 項、繰入金、30 万円の減額。

5 款、諸収入、1 項、雑入は、6 万 3,000 円の増額です。

次に、118 ページ、歳出は、1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は 10 万円の減額。

2 款、1 項、医業費は 50 万円の減額です。

119 ページから 124 ページまでは事項別明細書となります。

以上、承認第 3 号、承認第 4 号、承認第 6 号承認第 7 号についてご説明申し上げました。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 次に、承認第 5 号については、福祉子育て支援課長、石坂勝美君。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） 議案書 89 ページをお願いします。

承認第 5 号、専決処分につき承認を求めることについて、緊急執行を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

内容について御説明申し上げます。

90 ページをお願いします。

令和 6 年度占冠村介護保険特別会計補正予算第 3 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 800 万円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,560 万円にしようとするものです。

91 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

1 款、1 項、介護保険料、61 万 1,000 円の増額。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、232 万 5,000 円の増額。2 項、国庫補助金、28 万 6,000 円の増額。

4 款、1 項、支払基金交付金、420 万 4,000 円の減額。

5 款、動支出金、1 項、道負担金、147 万 3,000 円の減額。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、

820 万 6,000 円の減額。2 項、基金繰入金、150 万円の増額。

8 款、1 項、繰越金、100 万 9,000 円の増額。

9 款、諸収入、3 項、サービス収入、15 万 2,000 円の増額です。

次に歳出となります。92 ページをお願いします。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、2,250 万円の減額。2 項、高額介護サービス等費、50 万円の減額。3 項、特定入所者介護サービス等費、35 万 9,000 円の減額。

3 款、1 項、地域支援事業費、34 万 1,000 円の減額。

6 款、1 項、積立金、1,570 万円の増額です。

以上で承認第 5 号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

ここで、2 時 25 分まで休憩をします。

休憩 午後 2 時 13 分

再開 午後 2 時 25 分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を進行します。

これから質疑を行います。

質疑は一括して行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁は、要点を明確に簡潔に発言してください。

○議長（児玉眞澄君） 質疑はありませんか。2 番、木村一俊議員。

○2 番（木村一俊君） 承認第 2 号のところで何点かお聞きします。

20 ページです。2 款、1 項、村民税、1 目、個人、2 節、滞納繰越分のところですが、滞納繰越分の総額調定額が 354 万 8,000 何ぼあるということで、今回 97 万 7,000 円が入っ

たということなんですけども、調定額の4分の1ぐらいにしかならないんで、残が結構まだあるんで、この辺の事情をお聞きいたします。多分タワー関係もあるかなとは思いますが、一応この説明をお願いいたします。

それから33ページの13款、使用料及び手数料、2項の手数料、2目の衛生手数料のところですが、多量ごみ処理手数料の補正ですが当初額が320万ぐらい見ていたわけなんで、前回の4号補正で60万、今回30万と100万ぐらい積み増ししてるわけなんですよね。そして、観光客が1,146万ぐらい入り込みがあったから増えたんだという説明なんですけど、去年の決算を見ると425万なのに約4,400トンということなんですけども、大体、平成6年も400万ぐらいいって、これ最初320万人を見に少な目に予定を見ていうのが少な過ぎたんじゃないのかと思うんですよね。その辺の見解をお聞きしたいと思っています。

あと、38ページの16款の財産収入のところ、1項、財産運用収入、そして1目、2節、土地建物貸付収入滞納繰越分。これ毎年、去年もずっとこう聞いていると思うんですけども、多分宮下の4,200円のところで、13年分ということで出てきてるんですけども、毎年こうやって払ってもらえないところを去年は何とか解決したらどうかということ言ったんですけども、その辺のことについて、またお聞きしたいと思いたいと思うのですが、もうそろそろ13年分5万4,000円。こういうのを繰り返していると、やっぱりちょっと行政としての解決方法をちょっと考えてった方がいいと思うんですけども。毎年僕も聞きたくないんで。

あと、54ページですか。7款の商工費、1項、商工費、それから1目の商工振興費の18

節の負担金のところですか。活力あるむらづくり対策事業助成金というのが、これ50万円丸々予算使えなかったってということなんです。そしてこれは、企業の施設誘致に措置を講じ雇用の拡大や地域産品の商流促進を図って、人口減収を食いとめる。活力あるむらづくりを目的とする占冠村活力あるむらづくり対策条例に対応する予算措置で50万毎年つけているところだと思うんですよね。

そして今の村は現況というか、それを見てみると、リゾート関係というかトマム関係の事業ってというか。それで参入してこられる方が結構いらっちゃって、占冠商工会の会員数がこの関係で増加しているわけなんですよね。

そしてやっぱり、事業者さんがこうやって早く増えているのに、この助成金が使っていない支出ゼロってことは、やっぱりこの助成金の使い勝手が悪いというか、やはりこう入ってくる人に対して、どんどん助成してあげる。困っている人助けてあげるというか、事業者は大変ですからね最初、やっぱりそういう方向、内容を検討していったほうが僕はいいと思うんですよね。

その辺当局の担当の見解をお聞きしたいと思うんですけども、次にその下の製造業水道料金補助金。99万の減額ってということで、1号補正で160万予算したんですけども、結局61万しか使わなかったということで、あそこの会社なんですけども。61万円しか使わなくて、100万ぐらい使えなかったということで、この辺がどういうことなのか、そこの会社の状況というからそれも、お聞きしたいと思っています。以上、お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 木村議員の御質問にお答え申し上げます。

村民税の滞納繰越分の個人の関係でござい

ます。

こちらにつきましては、議員言われるとおり、収納率 30.4 パーセントということでございます。

令和 6 年度から差し押さえを精力的にさせていただきまして、令和 6 年度の差し押さえの実績は 53 件ということでございます。

令和 5 年度の差し押さえは具体的には 2 件しかなかったと思いますので、53 件と言うのは担当としても、非常に努力した成果かなと思っております。

一方それぞれの単価がかなり安いんですけれども、それでも今後とも預金調査、滞納者、差し押さえ含めて取り組んで参りたいと考えております。

2 点目の財産収入の土地建物貸付収入の関係でございますけれども、議員御指摘のとおりでございます。

調査してみたところ、多くの自治体で長年事実上債権回収が不能なもの、所在不明、それから無資力、そういったものにつきましては地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の債権放棄がなされているという実情でございます。

身近な例で申し上げますと、富良野広域連合の令和 5 年度の第 2 回の定例会で債権放棄の、議決をいただいているということもございますので、今後におきましては、村の方から債権放棄の議案についても、提案することを検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（岡崎至可君） 木村議員の質問にお答えします。

33 ページになります。多量ごみ処理手数料、当初予算 320 万ということで、ちょっと少なかったということで、この 320 万については多量ごみ、約 307 トンということで見込んで

いましたが、結果的に 393 トンと多くなってしまったということです。

これにつきましては、事業系のごみが大部分を占めているんですけども、事業系のごみ、ある程度事業者もごみに関しては理解を示してくれているという現状もありますので、ちょっと少なめには見たんですけども結局多くなったと、今後に関しましては、会社の社員等も減量化には関心ありますので、社員向けの説明会も今最終処分場の見学も行っているんですけども、説明会も開催して減量化に向けた関心をもっと多く持ってもらおうということに取り進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書 54 ページ、7 款、1 項、1 目、商工振興費、18 節の負担金補助金及び交付金の中の活力あるむらづくり対策事業助成金、50 万円の減額の関係でございます。

こちら改元ということで、使い勝手が悪い制度なのではということでございますけれども、こちら活力ある村づくり条例の中で事業内容としては、12 本の事業メニューを作って助成する制度となつてございまして、幅広く使える事業かなというふうに考えておりますが、実態として過去には、使われた実績がございしますが、ここ数年は実績がないという状況でございます。

こちらの 50 万円、企業誘致については、なかなかおいそれとはいかないというふうに考えておりまして、その中で企業のニーズにスピード感を持って、対応することが重要であるということで、一定程度の予算を確保して体制を整えているということでございます。

過去には実績がございましたが、昨今なかなか申請が上がってきてないという状況もご

ございますので、内容についてももう一度担当の方でも確認をして内容の方、精査等々してみたいというふうに考えております。

それから次の製造業水道料補助金 99 万円の減額の関係でございますが、こちらの 4 月に専決処分で承認をいただいている事業でございますが、過去 3 か年の実績等を勘案して予算計上をしていたわけですが、実績としてそこまでの使用量には至らなかったというのが実態でございます。

ただ、状況といたしましては、この補助制度等によって、経営の方は改善に繋がっているということでお話を聞いております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2 番、木村議員。

○2 番（木村一俊君） 活力ところの助成金の話ですけども、結局、小さいけどもそういう事業者が商工会に入ってきて、やる気に入ってきているんだけど、結局はこの助成金が使われてはいないと、昔は救われたことあるんだけどっていうんだけど、やっぱこの原因っていうかそれ今検討するっていうことなんだけども、課長、どういう感じで使われないのかって、大ざっぱに思いますか。

やっぱ固定資産税で面倒見るとか、そういう、実際に使いたい、もうすぐ直近っておかしいけども、すぐ使いたい金でなくて、固定資産税で面倒見るとか、そういったのが多いからかなとは思うんだけど、課長どう思いますか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 使われない理由でございますけれども、村内に新たに新参入される企業の方々、多種多様であるというふうに考えております。

その中でそれぞれのニーズというのは、違うものがあるかと思っておりますけれども、木村

議員おっしゃるとおり固定資産税相当額に対応による助成ですとか、そういったことがその補助内容としては多いわけですが、実際と言いますか、メニューの中には、簡易水道料の助成事業とかっていうことで、そういう固定資産税以外の助成もあるという内容になってございます。

なかなかこうこうだから、利用が申請が出てきてないというところは、私自身しっかりと検証はしてございませんので、今ここで考えはなかなか出せないんですけども、中身を先ほど答弁と繰り返になりますが、中身の方また再度確認をしていきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2 番、木村議員。

○2 番（木村一俊君） しつこいけど最後にやっぱり商工会議に加入するのに入ってきている事業者がやっぱりこういう助成金もあるんだよっていう説明の仕方というか周知っていうか、そういうのを商工会にどんどんしてもらうとかそういったようなことはやっているんですか。やってないのか、そこだけちょっと聞いて最後の質問としていたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） こちらについては商工会の方にも、この制度についてはお知らせをしているところでございますが、定期的に商工会に対して宣伝をしているという、状況ではなかったところもありますので、そちらについては、商工会の方にも再度 PR をしてきたいなというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 92 ページ、介護保険特別会計の関係で、歳出の 6 款、積立金です。新たに出てきた項目で 1,570 万という高額な

積立金をするようになったようなんですが、この理由は何なのでしょう。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） 92 ページ、積立金、1,570 万円についてです。

令和 6 年度の実績によりまして、介護給付費負担金、これは国のもの、それから道のもの、それですとか地域支援事業交付金などの返還が見込まれているものがあります。これが総額 1,070 万円になります。

それから、今後予期せぬ給付費給付費の増加ですとか、支出があった際に、基金を取り崩して対応することになるため、余剰金を積み立てるということで、500 万円というところで合わせて 1,570 万円になります。

ただし、今年 6 年度、300 万円をすでに取り崩しているため、実質的な積立額というのは 200 万円という形になります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 要は返還分を含めて、取り崩しているから、要は、実際には 1,300 万ぐらいの積み立てという意味になるんですか。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） まず、国に、それから道にお返しする分が 1,070 万になります。それと 6 年度で切り崩した分の 300 万円については積み直しという形になりますので、新規に積立金をするというのは 200 万円という形になります。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第 2 号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第 2 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第 3 号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第 3 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第 4 号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第 4 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第 5 号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(児玉眞澄君) これから承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(児玉眞澄君) これから承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第11 報告第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第11、報告第1号、令和6年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) それでは議案書125ページをお願いいたします。

報告第1号、令和6年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について

次のように報告する。

内容といたしましては、2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障税番号制度システム整備事業、金額、191万5,000円。翌年度繰越額、191万5,000円でございます。

続きまして、3款、民生費、1項、社会福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援給付金事業金額、222万1,000円。翌年度繰越額、222万1,000円でございます。

2項、児童福祉費、事業名、健康管理システム改修事業金額、118万8,000円。翌年度繰越額118万8,000円。合計532万4,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

令和7年6月23日、提出、占冠村長、田中正治。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、小林議員。

○6番(小林潤君) ただいまの繰越計算の表の真ん中になるんですけども、3款、民生費、1項、社会福祉費、事業名が物価高騰対応重点支援給付金事業。そして、翌年度繰越金として222万1,000円。

今回、専決処分で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのも、234万3,000円が減額。減額になったのは234万円ですか、なんですけれども、これも同じような、表現と言いますか、これって222万1,000円の内訳がどんなふうになっているのか確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長(石坂勝美君) 小林議員の御質問にお答えいたします。

議案書125ページ、3款、1項、社会福祉

費、物価高騰対応重点支援給付金事業、222万1,000円の内容について御説明いたします。

これにつきましては国の政策として行われている2つの事業を合わせたものになります。

1つが令和6年度、低所得者支援給付金として、令和7年2月から令和7年5月まで、年度を跨いだ形での申請を受けた事業でありまして、主に住民税非課税世帯に3万円、子供1人あたりに2万円を加算して支給されたというものでございます。

年度を跨いでの申請期間ということですので、4月から5月に受け付けたものについては令和7年度会計からの支出となるということで、その分を繰り越したということでございます。

もう1つは、令和6年度の定額給付金事業として、令和6年8月から令和6年10月に申請を受けた事業で、物価高への支援の一環として定額減税が行われておりまして、主に1人4万円を上限に調整給付金という形で支給されたものであります。

この手続きが非常に複雑で令和6年分の所得税の確定後において、つまり、令和7年6月1日以降において、給付金が追加で支給されるケースがあるということから、その分を見込んで繰り越しているということでございます。

この2つの事業を合わせたものが222万1,000円という形になります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

以上で報告を終わります。

◎日程第12 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の

一部を変更するについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書127ページ、それから議案の要旨18ページ及び本日配布の資料を過疎地域持続的発展市町村計画変更といった資料をお願いいたします。

議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更することについて御説明いたします。

占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更したいので、各過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の要旨18ページに基づいて御説明申し上げます。

まず、変更理由でございますが、過疎対策事業債を活用し、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画に基づく、過疎地域の自立促進を図るため、必要な変更を行うものでございます。

変更の内容でございますが、（1）地場産業の振興の追加については、持続的発展施策区分産業の振興において、事業名に（4）地場産業の振興を追加し、事業内容に森林資源活用整備事業を追加するものでございます。

（2）過疎地域集落再編整備の追加ということで、持続的発展施策区分集落の整備において、事業名に（1）過疎地域集落再編整備を追加し、事業内容に中央地区移住定住促進村有住宅整備事業とトマム地区移住定住促進村有住宅整備事業を追加するものでございます。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第13 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第13、議案第2号、工事請負契約を締結することについて件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長、岡崎至可君。

○建設課長（岡崎至可君） 議案書129ページをお願いいたします。

議案第2号、工事請負契約を締結することについての提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、中央地区移住定住促進村有住宅整備工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、5,192万円。

契約の相手方、旭川市4条通10丁目2,233番地11。株式会社廣野組、代表取締役社長、田中実。

以上ご提案申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第14 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、議案第3号、財産の取得について件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書131ページをお願いいたします。

議案第3号、財産の取得について次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96

条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的目的でございますが、庁内ネットワークの強固なセキュリティ対策と安定したシステムを維持し、職員の事務の効率化を図ることにより、住民の利便性向上に資するため、庁内ネットワークシステムを更新するものでございます。

取得する財産、庁内ネットワークシステム。

取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業による。

取得価格2,420万円。

取得先、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野孝夫。

以上御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第15 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、議案第4号、財産の減額貸付についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） それでは議案書133ページをご覧ください。

議案第4号、財産の減額貸付についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により財産を減額で貸し付けることについて議会の議決を求めるものでございます。内容について申し上げます。

無償で貸し付ける財産の所在等につきましては、土地は、勇払郡占冠村字シムカプ原野

48 番 6 の内、面積 2,000 平方メートル。

建物は、勇払郡占冠村字シムカプ原野 48 番 6。木造造り平屋建て 4 棟、面積、延べ 304.7 平方メートル。

物品につきましては、油圧ショベルグラブソー 1 台。ミニホイールローダーパレットホーク仕様 1 台。薪割り機 1 台、簡易製材機 1 台。コンプレッサー 1 台でございます。

減額貸付の目的は、一般社団法人占冠村木質バイオマス生産組合の解散に伴い、木質バイオマス清算事業は、村内事業体へ継承されます。

本財産の貸し付けにより、木質バイオマスエネルギー、木質バイオマス燃料の製造、製材、供給を安定的に行うことにより、木質バイオマスエネルギー及び地域材の利用促進を図り、地域資源の地産地消を図ることを目的とするものでございます。

減額貸付の相手方は、空知郡南富良野町字幾寅、株式会社森総。

支店所在地、勇払郡占冠村字シムカプ原野 57 番 46、占冠支店

減額貸付の期間は、貸付契約締結の日から、令和 11 年 3 月 31 日まででございます。

以上御提案申し上げますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第16 議案第5号から

日程第17 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第16、議案第5号、令和7年度占冠村一般会計補正予算（第1号）の件から日程第17、議案第6号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。初めに議案第

5号について総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書 135 ページをお願いいたします。

議案第5号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第1号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度占冠村一般会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,940 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 4,450 万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正によります。

それでは歳入から御説明申し上げます。

議案書 136 ページをお願いいたします。

14 款、国庫補助金、2 項、国庫補助金、3,211 万 7,000 円の増額。

18 款、1 項、繰入金、500 万円の増額。

19 款、1 項、繰越金、828 万 3,000 円の増額。

21 款、村債、3,400 万円の増額。

歳入合計、7,940 万円の増加でございます。

137 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、議会費、8 万 4,000 円の増額。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、44 万 2,000 円の増額。2 項、徴税費、198 万 4,000 円の増額。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、102 万 6,000 円の増額。2 項、児童福祉費、45 万 5,000 円の増額。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、408 万 7,000 円の増額。2 項、清掃費、87 万円の増額。

6 款、農林業費、1 項、農業費、20 万

9,000 円の増額。2 項、林業費、6,425 万
6,000 円の増額。

10 款、教育費、1 項、教育総務費、28 万
4,000 円の増額。2 項、小学校費 30 万円の増
額。3 項、中学校費、20 万 3,000 円の増額。
5 項、保健体育費、20 万円の増額。

12 款、1 項、公債費、500 万円の増額。
歳出合計、7,940 万円の増額でございます。

138 ページ及び 139 ページをお願いいたし
ます。

地方債補正は第 2 表にございますとおり、
1 件の追加と 2 件の変更を提案させていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 次に議案第 6 号につ
いては、建設課長、岡崎至可君。

○建設課長（岡崎至可君） 議案書 155 ペー
ジをお願いいたします。

議案第 6 号、令和 7 年度占冠村簡易水道事
業会計補正予算第 1 号について、提案理由を
申し上げます。

令和 7 年度占冠村簡易水道事業会計補正予
算第 1 号は、令和 7 年度占冠村簡易水道事業
会計予算書第 5 条に定めた起債の廃止及び追
加について次のとおりしようとするものであ
ります。

廃止につきましては、起債の目的、緊急防
災・減災事業債、限度額 4,020 万円。

議案書 156 ページをお願いいたします。

追加としまして起債の目的、簡易水道事業
債限度額 4,020 万円としようとするものであ
ります。

以上ご提案申し上げますので、よろしく御
審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説
明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により明日 6 月 24 日を休会とし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日 6 月 24 日を休会とするこ
とに決定しました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は
全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれ
で散会します。

散会 午後 3 時 11 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年7月14日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小尾 雅彦

占冠村議会議員 大谷 元江

令和7年第2回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和7年7月25日（水曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

日程第1	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第2	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第3	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第4	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	報告第1号	令和6年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第9	議案第1号	占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更することについて
日程第10	議案第2号	工事請負契約を締結することについて
日程第11	議案第3号	財産の取得について
日程第12	議案第4号	財産の減額貸付について
日程第13	議案第5号	令和7年度占冠村一般会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第6号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第15	同意案第1号	占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第16	決議案第1号	議会広報特別委員会設置に関する決議について
日程第17	意見書案第2号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
日程第18	意見書案第3号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第19	意見書案第4号	2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第20	意見書案第5号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第21	意見書案第6号	義務教育費国庫負担金制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
日程第22	意見書案第7号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
追加日程第1	議案第7号	令和7年度占冠村一般会計補正予算第2号
追加日程第2	議案第8号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号

○出席議員（8人）

議長 8番 児玉眞澄君
2番 木村一俊君
4番 下川園子君
6番 小林潤君

副議長 1番 大谷元江君
3番 細谷誠君
5番 藤岡幸次君
7番 小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長 田中正治
総務課長 三浦康幸
農林課長 鈴木智宏
建設課長 岡崎至可
福祉子育て支援課長 石坂勝美
会計管理者 合田幸
財務担当主幹 橘佳則
企画担当係長 鈴木隼
広報統計担当係長 大谷淳貴
農業担当主幹 杉岡裕二
建築担当主幹 嵯峨典子
下水道担当主幹 中島辰男
戸籍担当主幹 八木香織
保健予防担当主幹 岡本叔子
社会福祉担当係長 川口晃平
子育て支援室主幹 森田梅代

（教育委員会）

教育長 多田淳史
社会教育担当主幹 上島早苗

（農業委員会）

事務局長 鈴木智宏

（選挙管理委員会）

書記長 三浦康幸

（監査委員）

監査委員 下川園子

副村長 松永英敬
企画商工課長 平岡卓
林業振興室長 杉村政彦
住民課長 伊藤俊幸
トマム支所長 阿部貴裕
総務担当主幹 野原大樹
税務担当主幹 小瀬敏広
商工観光担当主幹 竹内清孝
地域振興対策室主幹 松永真里
林業振興室係長 坂本龍哉
環境衛生担当主幹 蠣崎純一
戸籍担当主幹 細川明美
国保医療担当係長 久保璃華
村立占冠診療所主幹 佐々木智猛
介護担当主幹 佐久間敦

教育次長 木村恭美
学校教育担当係長 渡邊舞子

○出席事務局職員

事務局長 高桑浩 係長 田中健士郎

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

なお、本日も室温が上がるのが予想されますので、上着は脱いで会議に臨むことを許可いたします。

ただいまの出席議員は、8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎訂正の申し出

○議長（児玉眞澄君） 議事進行の前に、ここで、本定例会の初日6月23日に行われた、議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更することについての件及び、議案第4号、財産の減額貸付についての件、2件の提案理由の説明についてそれぞれ訂正の申し出がありましたので、ここで発言を許可します。

議案第1号について、企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） おはようございます。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

議長のお許しを終わりましたので、議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更することについて訂正とお詫びを申し上げます。

議案書127ページ、議案第1号におきまして、誤記がございました。

127ページ中段、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画と記載すべきところ、旧計画の占冠村過疎地域自立促進市町村計画となっておりますので、訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、議案第4号については、農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） 同じく、議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案書133ページ、議案第4号、中段にございます、1、減額貸付をする財産と記載すべきところを、1、無償貸し付けをする財産と記載してございました。

訂正するとともに、お詫びを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 以上で終わります。議事を進行します。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） おはようございます。

別添でいただきました占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を見まして、15ページの20行目にその対策の本文における変更内容というところで、変更前にはメープルシロップなどを新たな特産品開発や設備の近代化を図り、地場産業の振興を図るという文言から地域おこし協力隊の企業を支援するために、メープルシロップの新たな製造拠点を整備し、特産品の生産品の向上と販売拡大を図り、地場産業の振興を図ると変更されたわけなんです、

さっきの「メープルシロップなど」という文言から、「など」という語句が削られまして「メープルシロップ」というものに特化した表現になってこのメープルシロップを生産を増やし、販売を拡大して、産業振興を図っていくという内容に、なったわけなんですけども、この変更前のメープルシロップなど、そして新たな特産品の開発っていうことが、今、議会やってふるさと納税のための返礼品のための新たな特産品を開発してはどうかっていう意見とかも結構ありまして、やはり、ふるさと納税の特産品の開発っていうことを考えたならば、この文言を消すっていうのかなあ、やっぱり残しておいて、さらなる特産品の開発、やっぱりこう進めていくことも念頭に入れた、表現にしたほうがいいと思うんですけども、その辺の考え方をお聞きしたいのが1点です。

もう1点、この計画っていうのが、令和3年から本年度令和7年度までの計画っていうことになっておりまして、今回の変更というのが、令和7年度ぎりぎりの変更になるわけなんです。そして、8年度からは新しい、計画を立てていかなければならないというふうになるわけなんで、この計画というのを5年間という中期計画ですか、村の政策の方向性を決定づけていくっていうか、決めていくための大事な計画で、結局この計画をいかに立てて、政策を進めていく上で、お金掛かるわけなんで、そのときに過疎債を申請していく、その大事な計画になると思うんです。こういう計画の終わり頃、こういう変更があるっていうのは、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよね。

やっぱり最初からやっぱりきちっとした計画が5年前から入念に計画実はなされて、そして進行していくべきじゃないかなと思うん

ですけども。

例えばこのメープルシロップで言いますと、今年、田中さんがこうやって、やっているんですけども、もっと前から、進められてた事業なわけで、うちの隣の工場で一生懸命やってたのも何年も前からこう見てわかってるんですけども、やっぱりそういうのをもう5年前以上かな、やってたのがわかってて、なぜこういうふうになつて、取り上げられていくのかとか。

今回森林資源活用の整備事業ということで載ってるわけですけども、これも森林環境譲与税が、令和1年だから3年前からもう入っているのは決まっててね、事業森林を重点化しているうちの村では大事な財源なんて使い方って大事なことになるんで、やはり計画にも盛り込まれていかなければならなかったんじゃないかなと思うんですけども、その辺、担当どう考えているのか。その辺2点ちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、変更前の本文の文言などが削られているというところでございますけれども、こちらについては、確かに文言を削除はされており、表現を新たにしているところではございますけれども、議員おっしゃられるとおり、村の特産品の開発というのは、メープルシロップのみならず、別の製品も開発をしていきたいということで現在いろいろと調査検討を進めているところでございまして、本文の文言は多少変わっておりますけれども、その変更によってメープルシロップのみに特化した施設の整備ではないということで御理解をいただければなというふうに思います。

それから、本計画5年間計画ということで、

こちら議員言われるとおり、令和7年度末までの計画となっております。

令和8年からは、新たな計画をスタートするわけですが、これから国の方から計画に係る、策定要領等が示されるものというふうに考えております。

その計画の終わりごろの変更はいかなものかということでございますけれども、こちら計画に載せているとおり、新たにメイプルシュガーハウスの整備を進めたいということで、計画の方に掲載をさせていただきました。

当初からあるべきではというあるべきではという考えもございますが、5年前、令和3年、作成ですから令和2年時点では、この新たな施設の整備というものを具体的な中身について検討が進んでいなかったということで、今回、計画の方に掲載をさせていただいたわけでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 一言ちょっと追加させていただいて。メイプルシロップで言いますと、やはりそういう大化けする芽があったっていうかな、その辺のやはり普段からの村の事業っていうかな、それをやっぱり見ていかなきゃだめじゃないかなとは思うんですね。やっぱりちょっと何か最近本当にこう後手後手っていうか、政策がちょっと組み上げてって、うちの村の政策として立ち上げていくっていうか、それがちょっと遅いような感じしているんですけども。その辺課長どう思うか、最後に聞いて終わります。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 村の政策が後手に回っていて動きが遅いというご指摘でございます。

村としても、村内の有効な資源等々をよく確認をし、また、情勢の流れですとか、そう

いったものも、アンテナを張りながら、様々な施策につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、工事請負契約を締結することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） この本体工事の工期をまず伺いたいのと、あと内容を聞きますと楓棟の改修ということで、外壁ですとか屋根の補修ということの内容だそうですが、入居者に対しても、工事期間中の配慮と言いますか、その辺の内容について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（岡崎至可君） 小尾議員の質問にお答えいたします。

工期についてなんですが、今年の11月28日までを工期として予定しております。

それとあと、入居者に対する配慮ということなんですが、工事入る前に文書として、入居者にお知らせするとともに、早朝や夜など、工事の方は控えて行うように予定しております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3号、財産の取得についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、財産の取得についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第4号、財産の減額貸付についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 内容では、物品で油圧のグループリューターですか、ミニホイローダー、聞くところによると、それぞれ耐用年数が5年ということで、もうすでに耐用年数は過ぎて、機械は古くなっているんですけど、機械の稼働具合ですとかもろもろ貸付者のとの調整で更新も考えていかなければいけないと思うんですけど、そういう器具等の状態とその辺の打ち合わせをしているのかどうか。

あと、③の薪割り機等の機械についても、耐用年数は10年ということで伺っていますけど、当初予算で更新したい旨の予算計上もあったかと思うんですけど、その辺の内容についての貸付者のとの打ち合わせ内容について、

お聞かせください。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 物品の貸し付けについてということで、まず1点目がグループソーダとかホイールローダーの更新についてという御質問だったかと思います。

これにつきましては、この間木質バイオマス生産組合から森総さんに引き継ぐ打ち合わせの中で、当初、森総さん機械お持ちなので、機械も古いので、こちらについて必要なければ、村の方で処分いたしますという話をこちらの方から御提案したんですが、使わせていただきたいということでお話がありました。

ホイールローダーにつきましては、タイヤ交換だとか、若干の修理の方は、木質バイオマス生産組合で、すでにやっていただきましたのでこのまま引き続きで使うというお話でございます。

あと、薪割り期でございます。薪割り金についても、当初、当初予算で全自動の薪割り機を更新したい旨予算を提案させていただきましたけども、状況を見ながら、新しく継承される森総さんの方でいきなり初年度からの投資というのが若干悩まれてる部分もございまして、こちらについては年度中に整理をさせていただきたいと思います。

現行の薪割り金につきましても、木質バイオマス生産組合の方で、油圧に関する機器の故障とかもありましたので、そちらについてはもうすでに修繕済みで使える状態の中で引き継ぐという形になっております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今の関連になります。

減額貸付、年間12万これはわかりました。問題は、今議論の中にもありましたように、

当然大部耐用年数も来ている古い機械になるということでスタートにおいては、使える状態で引き継ぎましたというお話だったんですが今後において、この12万で貸し付けのはいんだけども、メンテナンスは費用はどういうふうなルールになってるのかお聞かせください。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 修繕につきましては、現行も木質バイオマス生産組合さんの方で実施していただいておりますので、かなり大規模な故障と言いますか、になった場合については協議をしするということでございますけども、通常に使っている上での保証につきましては、森総さんの方で実施をさせていただきたいということでお話については整ってございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 月曜日の課長の議案書の説明でちょっと間違っていたのも知らなかったんですけども、今回訂正があったということで、2点ほど質問させていただきたいんですけども、一般社団法人占冠村木質バイオマス生産組合解散によりまして、薪製造販売部門の事業継承があるということの内容なんですけども、今回、以前は無償であったものが、今回年間12万とお金をいただくということになるということなんですけども、結局、タダでよかったものがお金をもらうことになるんで一般的に言うと、民法上の法律的な責務っていうかなそれがどのように変わっていくのか、それを伺いたいのが第1点。

もう1つ、この木質バイオマス生産組合を構成していた、事業者の方もやめられるっていうことなんですけども、占冠村の木質バイオマス推進コンソーシアムという、また組織体つ

ていうのかな、それがあるんですけども、結局そのコンソーシアムの方はどうなるのかをお聞きしたい。

それが2点なんですけども、結局このコンソーシアムっていうのが、1村1エネ事業っていうのか、それが年間前やって2,000万の補助金いただいて、湯の沢の薪ボイラーを導入する時のための組織で作ったわけなんですけども。企業体の方が構成してしてた人が辞められるってことで、このコンソーシアム自体がどうなっていくのか、そこをお聞きしたいということ、以上2点お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 1点目の有償についての民法上の責務ということでございますけども、今まで無償で貸し付けをしておりました施設、機械、土地でございます。

こちらについて協議の中で、村としては引き続き無償で引き継いでいただきたいというお話もしたんですが、引き受け先の方で、いつまでも無償で貸し付けを受けるわけにはいかないと、ただ、いきなり10年という契約はできないので、当面短期間、3年以内ですか、この減額の貸し付けの申し出がございましたので、今回減額という形で議案を提案させていただきました。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 2点目の木質バイオマスコンソーシアムの関係でございますけれども、こちら現在の構成員木質バイオマス生産組合のメンバーが構成員の中に入っているわけですが、そちらが解散をするということでございますので、構成員を変更して、コンソーシアム自体は継続をするということで考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 最初のことなんです

けども、有償から無償になったのは事情っていうかな、あれはわかったんですけども、お金をいただいていることによって、何かあった場合、どういう保証するとか、あるのかわかんないですけど、どういったことが、村と事業体の間で、トラブルって言ったらおかしいけども、何が想定されるのかどうかっていうことを聞きたかったわけなんで、そういう事情関係がわかったんで、お金いらなくなって言ったけど、向こうから払いたいんだっていうんだするその理由はわかったんですけども、万が一、お金をいただいている立場なんで、タダの場合とちょっと違うと思うんでその辺どういうふうに考えられていられるのかっていうことを聞きたいということ。

それから2番目のそのコンソーシアム関係のところ、構成員を変更してっていうことで考えてるんですけども、構成員変更の対象となるのは、薪生産組合の今度の有償貸付を受ける企業体っていか、そこを想定しているということなのですか。その点以上お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 2点目のコンソーシアムの関係については、現在のところは、新たな事業継承者の事業体に変更を考えている村としては考えているところでございます。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長

○総務課長（三浦康幸君） 民法上の責任ということでお答えさせていただきます。

議員言われるとおり、民法606条で賃貸人の義務ということで、必要な使用収益に必要な修繕等をする責務というのは確かにございます。

こちらにつきましては、強行規定というわけではございませんで、個別の当事者の協議

によりまして特約が結べるということですので、今回の契約上の理由といたしましては民法 606 条に関する特約で修正義務については軽減されているという整理になるかと思えます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 今、減額貸付で、民間企業に継続されるわけですが、村には湯の沢温泉を筆頭に観光協会、ミナトマム等々、スキー場にも薪ストーブが入っており、薪が供給されてるわけですが、その辺今回継承されてる会社とはどのような契約を結んでの継承になるのか。お答えください。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長

○農林課長（鈴木智宏君） 供給先についての契約という概念というのは持ってございまして、ただ最低限やっぱり守っていただきたいというのは、湯の沢温泉への供給と占冠保育所への薪の供給については、最低限この生産だけは作ってくれと、大体目安で言いますと 200 立法の薪の生産をしてくれというお話をさせていただいております。

現在、一般家庭向けと言いますか、広葉樹の薪に関しましては、大分もう終わり終えておりまして、生産の方については問題なく進められているというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第 4 号、財産の減額貸付について件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 5 号

○議長（児玉眞澄君） 日程第 5、議案第 5 号、令和 7 年度占冠村一般会計補正予算第 1 号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第 5 号、令和 7 年度占冠村一般会計補正予算第 1 号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 6 号

○議長（児玉眞澄君） 日程第 6、議案第 6

号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第7、同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を終わります。村長、田中正治君。

○村長(田中正治君) 議案書の157ページになります。同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

占冠村監査委員として藤本重克氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、占冠村社会福祉協議会評議委員、占冠村教育委員会委員長、占冠村消防団長など長年にわたり占冠村の公職を歴任され高い見識と正義感を持って職務に精励されており、適任と考えております。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

任期は令和7年6月25日から、令和11年6月24日までの予定でございます。以上御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を省略します。

これから同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 決議案第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤岡幸次議員。

○5番(藤岡幸次君) 決議案第1号、議会広報特別委員会に関する決議について実施地方自治法109条第1項及び占冠村議会議員村

議会委員条例4条の規定により、特別委員会を設置することについて、議会の議決を求める。令和7年6月25日、提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、小林潤。同、小尾雅彦。同、大谷元江。

次のとおり、議会広報に関する特別委員会を設置する。

以下記載のとおりとなっておりますので、御審議をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置された委員については委員会条例第6条第4項の規定により議長に於いて、藤岡幸次議員、小林潤議員、小尾雅彦議員、大谷元江議員以上4名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した4名を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午後10時44分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたのでその結果を報告します。

委員長に藤岡幸次議員。副委員長に小林潤議員。以上であります。

◎日程第9 意見書案第1号から

日程第13 意見書案第6号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第9、意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件から、日程第14、意見書案第7号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書までの件、6件を一括議題とします。

趣旨説明を求めます。意見書案第2号について、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。

令和7年6月25日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、小林潤。賛成者、同、小尾雅彦。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・

批准を求める意見書。

この条約は開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。

被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶に繋がる画期的なものです。

2024年12月10日日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。被爆80年を迎える今年こそ、広島長崎の原爆被害を体験した日本の政府は核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。

よって、日本政府には速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月25日、北海道勇払郡占冠村議会、議長、児玉眞澄。

意見書提出先は、内閣総理大臣、外務大臣の記載のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第3号について藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 意見書案第3号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書。

このことについて別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年6月25日提出。提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、木村一俊。

本村の森林資源の循環利用を進めることを目的として、下記のとおり強く要望する。

記、地球温暖化や産地火災の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、記載のとおり要望します。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日。占冠村議会、議長、児玉眞澄。

意見書提出先、衆参両議長他記載のとおりです。

御審議をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第4号について、小林潤議員。

○6番（小林潤君） 意見書案第4号、2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり、意見書を提出します。

令和7年6月25日提出。提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同じく、大谷元江。賛成者、同じく、小尾雅彦。

要約し読み上げ提案いたします。

2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは日本国憲法第25条に定められているすべての国民は健康で文化的な、最低限度の生活を営む権利を有することから、人間らしく暮らすため、下限額として最も重要なものです。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2025年度の北海道最低賃金の改正にあたっては、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日、北海道勇払郡占冠村議会、議長、児玉眞澄。

意見書提出先、記載のとおりです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第5号について、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 意見書案第5号、地方財政の充実強化に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年6月25日提出。提出者、占冠村議会議員、小尾正彦。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、小林潤。

地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少化における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

政府予算、また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源、水準確保により、積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた、地方財政を実施、実現するよう、記載の12項目について求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日、北海道勇払郡占冠村議会、議長、児玉眞澄。

意見書提出の提出先は、衆議院議長他記載のとおりです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第6号について、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 意見書案第6号、義務教育費国庫負担制度を堅持負担率2分の1への復元など、教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。

令和7年6月25日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同じく、小尾雅

彦。賛成者、同じく小林潤。

国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元を早急に実効性のある教職員の超勤多忙化解消30人以下学級の実現など、学校が豊かな学びとなるよう、以下5項目について、充実を図るよう意見します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月25日、北海道勇払郡占冠村議会、議長、児玉眞澄。

意見書提出先、衆参議議長。以下記載のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第7号について、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 意見書案第7号、道教委これからの高校づくりに関する指針を見直すすべての子供たちに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年6月25日提出。提出者、占冠村議会議員、小尾雅彦。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、小林潤。

道教諭は2023年3月にこれからの高校づくりに関する指針を策定し、公立高等学校配置計画を進めてきました。

中卒者数減などを理由に、高等学校の募集停止や再編、統合、間口削減を行ってきたところにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が55市町村あり、高校数は昨年より3校減りました。

道教委は、地域や子供の意見要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要です。

以上、趣旨に基づき、次の4項目について意見します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日、北海道勇払郡占冠村議会、議長、児玉眞澄。

意見書提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長となっています。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで主旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第3号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第4号、2025年度北海道最低手賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第5号、地方財政の充実強化に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第6号、義務教育費国庫負担金制度堅持負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第7号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める

意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き議事を進行します。

◎日程第15 議員派遣の件

○議長(児玉眞澄君) 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおり、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第16 閉会中の継続調査・

所管事務調査申出

○議長(児玉眞澄君) 日程第16、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

お諮りします。

ただいま村長から、議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第2号の件及び議案第8号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号の件、2件が提出されました。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第2号の件を追加日程第1。

議案第8号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号の件を、追加日程第2として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 追加日程第1、議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第2号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書 159 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、令和 7 年度占冠村一般会計補正予算第 2 号につきまして御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 470 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 4,920 万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によります。

それでは、歳入につきまして御説明申し上げます。

議案書の 160 ページをお願いいたします。

歳入におきましては、19 款、1 項、繰越金、470 万円の増額でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

議案書 161 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、270 万円の増額でございます。

こちらにつきましては、双珠別上水道の浄水場の取水施設の流量計の破損の緊急修繕の必要によりまして計上させていただいているものでございます。

15 款、予備費、1 項、予備費、200 万円の計上でございます。

こちらにつきましては、6 月 11 日、深夜に起こりました雷被害によりまして破損した湯の沢温泉の取水設備のポンプの緊急修繕が必要になったことから、予備費を 200 万円使用し、そちらの 200 万円を新たに補正させていただくものでございます。

以上、御説明申し上げますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説

明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第 7 号、令和 7 年度占冠村一般会計補正予算第 2 号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第 2 議案第 8 号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第 2、議案第 8 号、令和 7 年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第 2 号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長、岡崎至可君。

○建設課長（岡崎至可君） 議案書 167 ページをお願いいたします。

議案第 8 号、令和 7 年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第 2 号について提案理由を申し上げます。

第 1 条、令和 7 年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので

あります。

収入でございます。

第1款、簡易水道事業収益。第2項、営業外収益、補正予算額、270万円。

支出でございます。

第1項、簡易水道事業費用。第1項、営業費用、補正予定額、270万円。

169ページをお願いいたします。

占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号、明細書にて御説明申し上げます。

収益的収入、1款、2項、1目、補助金、1節、一般会計補助金、270万円の増額です。

収益的支出、1款、1項、1目、原水及び浄水費、6節、修繕費、双珠別浄水場、配水流量計交換修繕、270万円の増額です。

170ページは、キャッシュフロー計算書。

171ページは、損益計算書、172ページから173ページは貸借対照表となっております。

以上、御提案申し上げますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで、本日の会議を閉じます。令和7年第2回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年7月14日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小尾 雅彦

占冠村議会議員 大谷 元江